

雇用保険二事業に関する行政評価・監視  
結果に基づく勧告

平成 22 年 1 月

総 務 省

## 前 書 き

世界の金融資本市場は100年に一度と言われる混乱に陥っており、世界的な景気後退が見られる中で、我が国の経済は、海外需要面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化及び深刻化するおそれが高まっている。

このため、特に雇用情勢が急速に悪化しつつあり、

- ① 平成21年7月の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は5.7%（完全失業者数359万人）と、統計調査を始めた昭和28年以降で最も高かった15年4月の5.5%を上回り、その後改善したものの、21年11月は5.2%であり依然高水準で推移している、
- ② 有効求人倍率は、平成21年5月（0.44倍）から統計調査を始めた昭和38年以降で最も低かった11年5月及び6月の0.46倍を下回り続け、21年7月及び8月には0.42倍となり、その後改善したものの、21年11月は0.45倍で依然として厳しい求人状況が続いている、
- ③ 平成21年6月の企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）は、前年同月比7.4%増の1,422件で、6月の件数としては、14年以来7年振りに1,400件を超え、その後21年8月からは前年同月を下回るようになったものの、21年11月は1,132件で依然として厳しい経営環境が続いており、また、20年の上場企業倒産件数は33件と戦後最多を更新した、

などの状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新規学卒者の内定取消しなど、深刻な問題が生じている。

このような状況を踏まえ、国は、

- ① 雇用維持対策（雇止め対策を含む。）
- ② 再就職支援対策（雇止めに係る者の対策を含む。）
- ③ 雇用保険非受給者の生活保障
- ④ 内定取消し対策等

として、各種の措置を講じており、この中には労働保険特別会計において経理される雇用保険二事業により実施しているものが多く含まれ

ている。

雇用保険制度は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定と就職の促進のための各種手当を支給する「失業等給付」と、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための各種事業を実施する「雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）」とから成っている。

雇用保険制度が経理される労働保険特別会計については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 23 条第 1 項において、「労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする」とされた。これを受け、平成 19 年 4 月に雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）が改正され、従来の雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）のうちの雇用福祉事業が廃止され雇用保険二事業となっている。

雇用保険二事業については、平成 20 年度において、年度途中における第 1 次及び第 2 次補正を含む予算が、収入ベースで 5,184 億円、支出ベースで 5,962 億円となっており、都道府県労働局、公共職業安定所、独立行政法人、都道府県、民間団体等を実施主体として計 134 事業（雇用安定事業 103 事業及び能力開発事業 31 事業）が目標管理の下に実施されているが、昨今の雇用情勢を踏まえた各種雇用対策の充実強化が求められている一方で、事業の徹底的な整理合理化が必要であるとの指摘もある。

この行政評価・監視は、以上のような状況等を踏まえ、雇用保険二

事業の一層の効果的・効率的な遂行を図る観点から、各事業の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

## 目 次

I	雇用保険二事業の概要と調査対象事業	1
II	行政評価・監視に基づく勧告事項等	8
1	雇用保険二事業の効果的・効率的実施の推進等	8
(1)	事業の効果的・効率的実施の推進	8
(2)	利用者の利便性の一層の向上	21
2	職業相談員の配置の見直し等	31
3	厚生労働省における自己評価の適切な実施	37
4	施設等の設置の在り方の検討の推進	46
5	一般会計と特別会計の経理区分の明確化	55

## I 雇用保険二事業の概要と調査対象事業

### 1 我が国における雇用の現状

我が国における昨今の雇用を取り巻く情勢をみると、

- ① 平成21年7月の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は5.7%（完全失業者数359万人）と、統計調査を始めた昭和28年以降で最も高かった15年4月の5.5%を上回り、その後3か月連続で改善し5.1%となったものの、21年11月は5.2%と再び悪化しており、また、完全失業者数は331万人で、13か月連続で前年同月に比べ増加している（「労働力調査」（総務省）による季節調整値）、
- ② 有効求人倍率は、平成21年5月（0.44倍）から統計調査を始めた昭和38年以降で最も低かった11年5月及び6月の0.46倍を下回り続け、21年7月及び8月には0.42倍となり、その後3か月連続で改善したものの、21年11月は0.45倍であり、依然として求人をめぐる状況は厳しいものとなっている（「職業安定業務統計」（厚生労働省）による季節調整値）、
- ③ 平成21年6月の企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）は、前年同月比7.4%増の1,422件と、6月の件数としては、14年（1,439件）以来7年振りに1,400件を超え、その後21年8月から4か月連続で前年同月を下回るようになったものの、21年11月は1,132件であり依然として厳しい経営環境が続いており、また、20年の上場企業倒産件数は33件と戦後最多を更新した（株式会社東京商工リサーチ）、
- ④ 派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、平成20年10月から22年3月までに実施済み又は実施予定としているものは、全国で4,537事業所、25万291人となっている（「非正規労働者の雇止め等の状況について」（厚生労働省））、

など、昨今の雇用失業情勢は厳しいものとなっており、このよう

な状況の中で、派遣労働者等の雇止め・解雇、新規学卒者の内定取消しなど、深刻な問題が生じている。

## 2 国の雇用対策と雇用保険二事業との関係

このような状況を踏まえ、国は、

- ① 雇用維持対策（雇止め対策を含む。）として、i）雇用調整助成金等の特例措置の実施、ii）派遣先による派遣労働者の雇入れの支援等
- ② 再就職支援対策（雇止めに係る者の対策を含む。）として、i）ふるさと雇用再生特別交付金の拡充、ii）緊急雇用創出事業の創設等
- ③ 雇用保険を受給できない者（非正規労働者、長期失業者）等の生活保障として、「緊急人材育成・就職支援基金」により職業訓練期間中の生活費を支給する仕組みの創設等
- ④ 内定取消し対策等として、i）内定取消しに関する相談、企業指導等の強化、ii）企業に対する奨励金等による内定を取り消された学生等への就職支援の強化等

の措置を講じているが、この中には労働保険特別会計において経理される雇用保険二事業により実施しているものが多く含まれており、既存事業の要件緩和による利用者拡大（雇用調整助成金の支給要件の緩和等）、新規事業の創設等を行っている。

これらの平成21年度における緊急雇用対策関係予算は、次のとおりである。

平成21年度当初予算においては、「雇用状況の改善のための緊急対策の推進」として2,792億円が計上されており、これも含めて雇用保険二事業としては、支出ベースで5,520億円が計上されている。

また、平成21年度補正予算においては、政府の「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、

経済対策閣僚会議合同会議決定)を踏まえた「緊急雇用対策」として2兆5,128億円が計上されており、このうち、雇用保険二事業としては、雇用調整助成金の拡充等(6,066億円)など支出ベースで6,391億円が計上されている。

◎ 緊急雇用対策関係予算	(億円)
1 平成21年度当初予算	2,792
(内訳)	
① 住宅・生活対策	255
② 雇用維持対策	880
③ 再就職支援対策	1,649
④ 内定取消し問題への対応	8
2 平成21年度補正予算	25,128
(内訳)	
① 雇用調整助成金の拡充	6,066
② 再就職支援・能力開発対策の推進	7,416
③ 緊急雇用創出事業の拡充	3,000
④ 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応	106
⑤ 失業等給付費等の確保	6,836
⑥ 住宅・生活支援等	1,704

なお、これらの措置により、雇用保険二事業については、平成21年度における緊急雇用対策関係の補正予算を含む予算が、収入ベースで5,203億円、支出ベースで1兆1,911億円となっている。

### 3 雇用保険二事業の概要

#### (ア) 雇用安定事業

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条において、政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大そ



の他雇用の安定を図るため、次のような雇用安定事業を行うことができる」とされており（同条第1項）、また、雇用安定事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「(独)雇用・能力開発機構」という。）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「(独)高齢・障害者雇用支援機構」という。）に行わせるものとする」とされている（同条第3項）。

- ① 景気の変動等の経済上の理由により事業活動を余議なくされた場合において、労働者を休業させる等の措置を講ずる事業主に対する必要な助成及び援助（同条第1項第1号）
- ② 離職を余議なくされる労働者に対して休暇を与える事業主、当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる等の事業主に対する必要な助成及び援助（同項第2号）
- ③ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用を延長し、又は高年齢者等に再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる等の措置を講ずる事業主に対する必要な助成及び援助（同項第3号）
- ④ 雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する等の措置を講ずる事業主に対する必要な助成及び援助（同項第4号）
- ⑤ 障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進等の事業の実施（同項第5号）

#### （イ）能力開発事業

雇用保険法第63条において、政府は、次のような能力開発事業を行うことができる」とされており（同条第1項）、また、能力開発事業の一部を、(独)雇用・能力開発機構に行わせるものとする」とされている（同条第3項）。

- ① 事業主等が行う職業訓練の振興に必要な助成、援助及び経

費の補助（同項第1号）

- ② 公共職業能力開発施設及び職業能力開発総合大学校の設置、運営及び経費の補助（同項第2号）
- ③ 求職者や退職予定者に対する再就職に必要な知識や技能を習得させるための講習、作業環境に適応させるための訓練の実施（同項第3号）
- ④ 有給教育訓練休暇を与える事業主に対する助成及び援助（同項第4号）
- ⑤ 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）や職業講習を受ける労働者に対する交付金の支給及び雇用する労働者に職業訓練等を受けさせる事業主に対する助成（同項第5号）
- ⑥ 技能検定の実施に要する経費の負担や技能検定の促進に必要な助成及び経費の補助（同項第6号）
- ⑦ 労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業の実施（同項第7号）

また、厚生労働省は、これらの雇用保険二事業について、各事業が果たす施策の効果をとらえるための目標を事業ごとに設定し、年度終了後に、保険料負担者であり、かつ、事業活用者でもある事業主の意見を踏まえ、その達成状況の評価を行い、目標値に対する実績の割合である事業執行率とともに評価結果を公表した上で、事業の見直し等所要の措置を講ずることとしている。

この結果、平成20年度における雇用保険二事業は、表1のとおり、雇用安定事業103事業、能力開発事業31事業の合計134事業となっている。

**表 1 雇用保険二事業（三事業）における事業数の推移**

（単位：事業）

区 分 \ 年 度	平成 18	19	20	21
雇用安定事業	56	99	103	138
能力開発事業	42	32	31	38
雇用福祉事業	76	—	—	—
計	174	131	134	176

（注） 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 三事業であったのは平成 18 年度までであり、このうち雇用福祉事業が廃止され、19 年度以降は二事業となっている。

なお、雇用保険制度は、労働者の失業中の生活の安定、再就職の促進等を図るための失業等給付及び雇用機会の増大等を図るための雇用保険二事業から成り立っており、また、両事業とも労働保険特別会計において経理されている。失業等給付の財源は国庫負担のほか、労使折半による保険料（平成 21 年 4 月現在の保険料率は、労使それぞれ賃金総額の千分の 4.0）により賄われているが、雇用保険二事業の財源は、事業主のみが負担する保険料（同、千分の 3.0）により賄われている。

過去 4 か年間における雇用保険二事業（三事業）の収支予算の状況は、下表のとおりとなっている。

**表 2 雇用保険二事業（三事業）の収支状況（平成 18 年度～21 年度）**

（単位：億円）

区 分 \ 年 度	平成 18	19	20	21
			(二次補正後予算)	(補正後予算)
収 入	5,401	5,168	5,184	5,203
支 出	3,578	3,195	5,962	11,911
差 引 剰 余	1,823	1,973	▲778	▲6,708
雇用安定資金 残高	8,706	10,679	9,901	3,193

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 「雇用安定資金」とは、特別会計に関する法律（平成 19 年第 23 号）第 104 条第 3 項の規定に基づき、雇用保険二事業（三事業）に係る剰余金のうち当該事業費に充てるために必要な組入金をもって充てる資金をいう。

#### 4 調査対象事業

今回、調査対象とした事業は、雇用保険二事業として、平成 20 年度において目標管理の下に実施された 134 事業（当初予算額：2,849 億円）のうち、102 事業（同予算額：1,371 億円）である。

このうち、調査の結果、何らかの見直しを要すると考えられる事業が 58 事業（当初予算額：937 億円）みられた。

なお、調査対象としなかった事業は、

- ① （独）雇用・能力開発機構及び（独）高齢・障害者雇用機構の中期目標期間終了時（前者は平成 23 年度末、後者は同 24 年度末）に事務・事業の見直しの一環として別途の評価が予定されており、その結果を踏まえて評価することが適当と考えられるもの（10 事業）
- ② 市場化テストを実施中（平成 19 年度から 21 年度）であり、その結果を踏まえて評価することが適当と考えられるもの（3 事業）
- ③ その他（19 事業）

である。

ちなみに、調査対象外事業の中には、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金（167 億円）、独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金（769 億円）などの事業が含まれている。

## Ⅱ 行政評価・監視に基づく勧告事項等

### 1 雇用保険二事業の効果的・効率的実施の推進等

#### (1) 事業の効果的・効率的実施の推進

##### 【制度の概要】

雇用保険二事業のうち雇用安定事業では、都道府県労働局（以下「労働局」という。）、公共職業安定所（以下「安定所」という。）、（独）高齢・障害者雇用支援機構、財団法人21世紀職業財団（以下「(財)21世紀職業財団」という。）、財団法人介護労働安定センター（以下「(財)介護労働安定センター」という。）等が実施主体となり、事業主に対する助成及び援助により、若年者や中高年齢者の試行雇用の促進、高齢者や障がい者の雇用促進、仕事と子育ての両立支援等を推進している。

また、労働局及び安定所においては、中高年齢者等の再就職の緊急度が高い求職者に対する再就職支援として、早期就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）や再チャレンジプランナー等の職業相談員を配置し、これらによるきめ細かい就職相談・職業紹介等を実施している。

さらに、厚生労働省は、若年者や子育て女性に対する就労支援として、安定所以外の場所に、例えば「ヤングワークプラザ」、「マザーズハローワーク」、「学生職業センター」等を設置し、特定の者を対象にした職業紹介、情報提供等の就労支援を集中的に展開している。

特に、フリーター等を始めとする若年者雇用対策としては、安定所においてフリーター向けの窓口を設け、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報提供、面接会の開催等、常用雇用に向けた就職支援を実施するほか、上記「ヤングワークプラザ」においても職業適性診断、職業カウンセリング等の専門的な支援を実施し、また上記以外にも都道府県や民間団体等に委託し、セミナーや講座を開催する事業を展開している。

一方、雇用保険二事業のうち能力開発事業では、労働局、(独)雇用・能力開発機構、都道府県、(財)介護労働安定センター、中央職業能力開発協会等が実施主体となり、在職者や離職者に対する職業訓練として、日本版デュアルシステム(注)の実施や、民間教育機関を活用した職業訓練を推進しているほか、(独)雇用・能力開発機構及び(財)21世紀職業財団において、キャリア形成促進助成金等の事業主に対する助成により、事業主が行う教育訓練への支援を推進している。

(注)日本版デュアルシステムとは、「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若年者等を職業人に育てる新しい職業訓練システムであり、具体的には、企業における実習と教育訓練機関における座学(企業における実習に関連した内容)を並行的に実施するもの。

なお、雇用保険二事業を実施するに当たり、その実施主体が厚生労働省(本省、労働局及び安定所(事業の一部を民間団体等が実施する場合を含む。))以外の都道府県、独立行政法人、財団法人、民間団体等とされているものは、平成20年度において目標管理の下に実施された134事業中77事業となっている。

## 【調査結果】

今回、雇用保険二事業(平成20年度における雇用安定事業103事業及び能力開発事業31事業の計134事業のうち、102事業)の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

**ア 事業執行率等が低い事業の中には、助成金等の支給要件等事業実施要件が厳しいため又は事業自体がニーズに合わなくなっている等のため、事業実績が低調となっているものが13事業みられた。**

主な事例は次のとおりである。

### 〔事例1(1)－ア－①〕

事業名 (事業番号)	労働移動支援助成金(求職活動等 支援給付金)(20-028)	予算額 (千円)	20年度	110,529
			21年度	87,158
〔事業概要〕				
再就職援助計画の対象被保険者に通常額以上の賃金を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主や、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主に助成				

〈調査結果〉

本事業については、毎年度事業執行率（予算額に対する支給金額の割合）が低調（平成 17 年度 5 %、18 年度 8 %、19 年度 29 %、20 年度 63 %）であり、これに伴って厚生労働省は、予算を減額している。

しかし、このように低調となっている原因は、

- ① 本制度の職場体験講習の講習先を事業主自身で見つける必要があり、事業主にとって使いづらいこと、
  - ② 援助対象労働者の職場経験や能力、希望を勘案した職場体験ができる事業所を確保することは現実的には難しく、また、大量の離職者を出す場合は多くの労働者をまとめて受け入れ可能な事業所も少ないため、講習の受入先を探すには時間がかかること、
  - ③ 本助成金を受給するためには、事業主が雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 24 条に基づき、最初の離職者が生じる日の 1 か月前までに再就職援助計画等を作成し、安定所に提出して認定を受ける必要があるが、実際、昨今の雇用情勢において、事業主が労働者の離職を伴う事業の縮小を計画的に行うことが難しいこと、
  - ④ 事業主には雇用対策法第 6 条に基づき、経営状況にかかわらず再就職援助義務が課せられているものの、事業規模の縮小等を行おうとする事業主の多くは経営が苦しく再就職を支援する余裕がないと考えられること
- などによるものである。

（注） 1 当省の調査結果による。

2 事業番号は、厚生労働省が付した平成 20 年度における雇用保険二事業に含まれる事業の整理番号。以下同じ。

〔事例 1（1）－ア－②〕

事業名 (事業番号)	試行雇用奨励金（中高年トライアル雇用奨励金（20-045））、若年者試行雇用奨励金等（20-056））、季節労働者等トライアル雇用奨励金（20-084）	予算額 (千円)	20 年度	5,494,001
			21 年度	5,487,555

〔事業概要〕

- 試行雇用奨励金（中高年トライアル雇用奨励金）（20-045）  
中高年を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して奨励金を支給することにより、世帯主など再就職の緊急性が高い中高年労働者の雇用の確保を推進
- 試行雇用奨励金（若年者試行雇用奨励金等）（20-056）  
職業経験、技能、知識等の不足により就職が困難な若年者等（40 歳未満の者）を一定期間試行雇用することにより、企業の求める能力等との水準と若年求職者の現状の格差を縮小しつつ、その適性或業務遂行可能性を見極め、試行雇用後の常用雇用への移行を推進
- 試行雇用奨励金（季節労働者等トライアル雇用奨励金）（20-084）  
季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、奨励金を支給することにより、再就職の緊急性が高い季節労働者や日雇労働者等の雇用の確保を推進

〈調査結果〉

- ① 「中高年トライアル雇用奨励金（20-045）」については、中高年の求職者はトライアル雇用を好まないことから、平成19年度及び20年度の事業執行率（19年度は予算額に占める支給金額の割合、20年度は予定支給件数に占める支給決定件数の割合）は、それぞれ57%、51%に止まっている。
- ② 「若年者試行雇用奨励金等（20-056）」については、対象労働者に希望職種を指定する傾向があること等から、平成20年度の事業執行率（目標人数に対する開始者数の割合）が65%に止まっている。
- ③ 「季節労働者等トライアル雇用奨励金（20-084）」のうち、日雇労働者を対象とする奨励金については、大半がトライアル雇用から常用雇用を目指すことを好まないため、日雇求職者を対象とする奨励金の平成20年度事業執行率（目標人数に対する開始者数の割合）は0%となっている。  
 なお、季節労働者については、季節的な業務から一般の業務への移行をためらう者が多いとの調査結果があり、事業目標を前年度実績以上としているため、平成20年度の事業執行率は73%となっているが、支給対象者は毎年10人弱に止まっている。

（注）1 当省の調査結果による。

2 予算額の20、21年度欄には事業名欄に掲げた3事業の合計予算額を掲記している。

3 「若年者試行雇用奨励金等」については、平成20年12月から対象年齢を40歳未満まで拡大したことに伴い、「若年者等試行雇用奨励金等」に名称を変更。

〔事例1（1）－ア－③〕

事業名 (事業番号)	地域雇用開発助成金（中核人材活用奨励金）（20-020）	予算額 (千円)	20年度	42,800
			21年度	廃止・統合

〔事業概要〕

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第2条に基づく雇用開発促進地域において、中核人材労働者を受け入れ、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対し、その雇入れ等に係る費用について助成

〈調査結果〉

平成19年度に創設された本助成金の支給状況をみると、支給申請まで至ったものが北海道労働局で20年度に2件のみとなっている。

このように低調となっている原因は、本助成金を受給するためには、事業主が、

- ① 中核人材労働者の受入れ
- ② 地域求職者の雇入れ
- ③ 中核人材労働者及び地域求職者を活用した雇用開発促進地域における新たな事業展開

のすべての要件を満たさなければならないこととされているため、利用することが難しいのではないかとの意見が聞かれた。

また、本助成金は中核人材労働者1名につき100万円（中小企業の場合は140万円）が支給されるものであるが、本制度に類似した助成金として基盤人材労働者1名につき140万円（小規模事業主の場合は180万円）が支給される（独）雇用・能力開発機構が実施主体の「人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）（20-012）」があり、中核人材労働者に相当する基盤人材労働者だ



けを雇用する場合でも助成が受けられるなど本事業に比べ労働者要件が緩やかであることから、本助成金の申請を検討していた事業主が、比較検討した結果人材確保等支援助成金を申請した例もみられた。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・統合」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において本事業の内容自体が他の事業に統合して実施されていることを示す。

[事例1 (1) -ア-④]

事業名 (事業番号)	中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施 (20-067)	予算額 (千円)	20年度	10,975
			21年度	12,318

[事業概要]

中小企業の人事担当者による模擬面接等を行う「ジョブミーティング」を実施し、年長フリーターの常用就職を支援

<調査結果>

本事業で実施するジョブミーティング（模擬面接）については、

① 雇用情勢の悪化に伴い、中小企業の人事担当者等の業務が多忙となり、模擬面接官の確保が困難であること、

② 中小企業としては、採用面接を実施したいと考えていること、

などを原因として、厚生労働省本省が労働局に示した平成20年度のジョブミーティング開催計画数1,044回に対する実績は419回（実績割合：約40%）と低調となっている。

(注) 当省の調査結果による。

[事例1 (1) -ア-⑤]

事業名 (事業番号)	職場適応訓練（職場適応訓練委託費）(20-072)	予算額 (千円)	20年度	14,606
			21年度	13,760

[事業概要]

雇用保険の受給資格者の雇用の促進を図るため、その能力に適合する作業環境への適応を容易にすることを目的として、事業主に委託して実施する職場適応訓練に要する経費を交付

<調査結果>

本事業の平成17年度から20年度までの事業執行率（予算額に対する支給金額の割合）は、

- ① 訓練生には、障がい者が多く、体調によって休みがちになり、予定どおりに訓練を実施できないこと、
- ② 事業所において訓練生1名のためのために指導員を置くことが難しいこと、
- ③ 週20時間の訓練を実施することが大変であること
- などが原因となって、毎年度30%前後に止まっている。

実際、平成17年度から20年度の間、事業実績がみられない労働局及び都道府県が18か所もみられた（平成17年度から19年度までは都道府県、20年度からは労働局において事業を実施している。）。

(注) 当省の調査結果による。

イ 事業内容が類似している事業を整理・統合することにより、事業の効率化を図ることができると考えられるものが 19 事業みられた。

主な事例は次のとおりである。

[事例 1 (1) -イ-①]

事業名 (事業番号)	中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施 (20-067) とジョブクラブ (就職クラブ) 方式による就職の促進 (20-063)	予算額 (千円)	20 年度	82,520
			21 年度	91,651

[事業概要]

- 中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施 (20-067)  
再掲 (事例 (1) -ア-④参照)
- ジョブクラブ (就職クラブ) 方式による就職の促進 (20-063)  
的確な求職活動を行えない年長フリーターに対し、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ (就職クラブ)」方式の取組を実施

<調査結果>

両事業ともに、おおむね 25 歳以上 35 歳未満の年長フリーターを対象に、その常用就職の支援を目的として、模擬面接を実施しているなど類似する事業が実施されていること、ジョブミーティングの開催実績は、平成 20 年度で約 40% と低調になっていることから、ジョブクラブのメニューに組み込む等両事業について統合の余地がある。

なお、「中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施に当たっての留意事項について」(平成 20 年 4 月 1 日付け職若発第 0401012 号各都道府県労働局職業安定部長あて職業安定局若年者雇用対策室長通知)によると、「ジョブクラブでの支援を経て求職活動を行う者を、本事業の対象者とすることは差し支えない。」とされている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の 20、21 年度欄には事業名欄に掲げた 2 事業の合計予算額を掲記している。

[事例 1 (1) -イ-②]

事業名 (事業番号)	ヤングワークプラザにおける就職支援 (20-061) とフリーター常用就職支援事業の推進 (20-062)	予算額 (千円)	20 年度	448,207
			21 年度	537,477

〔事業概要〕

- ヤングワークプラザにおける就職支援（20-061）  
希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、職業適性診断や職業カウンセリングの実施など、計画的できめ細かな個別の支援を実施（全国5か所（渋谷、横浜、大阪、神戸及び名古屋）にヤングワークプラザを設置）
- フリーター常用就職支援事業の推進（20-062）  
フリーターの常用雇用化を促進するため、全国の安定所においてフリーター常用就職サポーター等を配置し、担当制による一貫した就職支援を実施

〈調査結果〉

「ヤングワークプラザにおける就職支援（20-061）」（以下「20-061事業」という。）と「フリーター常用就職支援事業の推進（20-062）」（以下「20-062事業」という。）は、ともに若年不安定就労者が常用雇用を実現するための就職支援を行うことを事業の趣旨としており、支援内容についても、個別の状況に応じた職業指導と類似していることや、労働局の中には、20-061事業を20-062事業のうちの1つのメニューとして位置付け、20-061事業の目標に係る実績が、20-062事業の就職者数にも計上されているなど、両事業を区別せず、既に運用上は同一事業のように実施している状況がみられる。

（注）1 当省の調査結果による。

2 予算額の20、21年度欄には事業名欄に掲げた2事業の合計予算額を掲記している。

〔事例1（1）－イー③〕

事業名 (事業番号)	フリーター常用就職支援事業の推進（20-062）、ジョブクラブ（就職クラブ）方式による就職の促進（20-063）、地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（いわゆるジョブカフェにおいて実施。20-057）	予算額 (千円)	20年度	2,102,928
			21年度	2,134,132

〔事業概要〕

- フリーター常用就職支援事業の推進（20-062）  
再掲（事例1（1）－イー②参照）
- ジョブクラブ（就職クラブ）方式による就職の促進（20-063）  
再掲（事例1（1）－イー①参照）
- 地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（20-057）  
各地域で増加する若年失業者、フリーターを安定した雇用機会に結びつけるなど、若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供

〈調査結果〉

フリーター常用就職支援事業の推進等2事業（事業番号20-062、063）は、それぞれ安定所と民間団体等を実施主体として、若年者に対する就職の促進等を目的に行われているが、これらと同様に、地域との連携・協力による効果的な若年者雇用対策を推進する目的として、「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進事業（いわゆるジョブカフェにおいて実施。20-057）」が行われているなど、対象者・事業内容が類似する事業が実施されており、また、

「ジョブクラブ（就職クラブ）方式による就職の促進（20-063）」については、事業の成果である就職率が低調となっている労働局（北海道、宮城）がみられる。

なお、厚生労働省は、「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進事業」において、広く若年者一般を対象に数日間継続した就職支援セミナーを行っているものはあるが、ジョブクラブ事業は対象者を的確な就職活動を行えないフリーター等に限定して、3か月にわたりクラブ方式により支援を行うものであり、事業内容やその対象者は類似していない」としている。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 予算額の20、21年度欄には事業名欄に掲げた3事業の合計予算額を掲記している。  
 3 ジョブカフェは都道府県が企画・運営をしており、厚生労働省は当該ジョブカフェにおいて若年者地域連携事業（民間団体に委託）を実施している。

[事例1 (1) -イ-④]

事業名 (事業番号)	早期再就職専任支援員による再就職支援プログラムの実施(20-001)と再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施(20-002)	予算額 (千円)	20年度	5,219,339
			21年度	4,150,712

[事業概要]

- 早期再就職専任支援員による再就職支援プログラムの実施(20-001)  
 早期再就職者の必要性が高い求職者及び35歳以上の不安定労働者に対し、早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を安定所に配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施及び個別求人開拓等、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施
- 再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施(20-002)  
 再チャレンジプランナーを安定所に配置し、非自発的離職者等に対する再就職に向けた就職実現プランの作成、自らの再就職の実現に向けた計画の策定が可能な若年者に対する計画策定のための助言等の支援、リストラ等によるショック等から不安定就労を繰り返す中高年齢者等に対する心理面や生活面の支援を含む総合的な支援計画の策定及び必要な支援への誘導等を行い、計画的な求職活動を支援

<調査結果>

両事業とも職業相談員により失業者の求職活動を支援する点において共通のものであり、調査した5安定所の中には、「早期再就職専任支援員による再就職支援プログラムの実施(20-001)」により設置されている早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)の体制が十分でなく、壮年支援対象者への対応ができないとして、支援対象者のほとんどを「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施(20-002)」において設置されている再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の対象者として、総合的な支援計画による支援で対応することとしているなど、運用において明確に区分されていないものが1安定所みられた。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 予算額の20、21年度欄には事業名欄に掲げた2事業の合計予算額を掲記している。

〔事例1 (1) -イ-⑤〕

事業名 (事業番号)	ポジティブ・アクション実践支援 事業委託費 (20-122) とポジテ ィブ・アクション普及啓発事業費 (20-125)	予算額 (千円)	20年度	367,524
			21年度	20-122 が 廃止・新規

〔事業概要〕

- ポジティブ・アクション実践支援事業委託費 (20-122)  
本事業は、女性労働者がその能力を十分に発揮できる職場環境を整備することを目的として実施する「雇用均等推進事業」の一つであり、企業診断やセミナーを通じて、個々の企業における具体的なポジティブ・アクションの取組を促進、援助。また、個々の企業の実態に応じ、セクシュアルハラスメントの防止の取組に対する援助を行うことにより、女性労働者がその能力を発揮できる職場環境の整備を推進
- ポジティブ・アクション普及啓発事業費 (20-125)  
女性の就労継続を図る上で不可欠である男女間の事実上の格差の解消のため、企業内の均等推進責任者に対する情報提供、セミナーの開催等により、ポジティブ・アクションの普及を促進

〈調査結果〉

ポジティブ・アクション普及啓発事業費 (20-125 以下「普及啓発事業」という。) は労働局が通達(「女性の能力発揮促進のための企業の自主的取組の促進について」(平成12年5月31日付女発第175号各都道府県労働局長あて労働省女性局長通知)に基づき選任勧奨している「機会均等推進責任者」、ポジティブ・アクション実践支援事業委託費 (20-122 以下「実践支援事業」という。) は、機会均等推進責任者を選任していないなど取組の遅れている企業等を対象としており、それぞれ対象が異なっているものの、両事業ともにポジティブ・アクションに関するセミナー・研修及び情報提供、セクシュアルハラスメントに関する事業を実施している。

また、実践支援事業に係るセミナーの参加者状況によると、セミナーの参加者のうち、機会均等推進責任者が4割を占めるものがみられることから、ポジティブ・アクションに関するセミナーは運用上明確な区分が行われているとは言い難いものとなっている。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 予算額の20年度欄には事業名欄に掲げた2事業の合計予算額を掲記している。  
3 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

〔事例1 (1) -イ-⑥〕

事業名 (事業番号)	安心して働き続けられる職場環 境整備推進事業(20-128)と働き 続けやすい企業普及事業 (20-129)	予算額 (千円)	20年度	394,451
			21年度	360,840

〔事業概要〕

- 安心して働き続けられる職場環境整備推進事業 (20-128)

<p>育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討や、法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等により、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進</p> <p>○ 働き続けやすい企業普及事業（20-129）</p> <p>両立しやすい企業風土づくりのポイントとなる、経営トップ、人事担当、現場管理職の各層を対象として研修等を総合的に行うことにより、両立支援の意義、必要性、企業内で自らが果たすべき役割についての、理解・意義を深めるとともに、それぞれの立場で必要とされる知識・ノウハウを付与し、働き続けやすい企業の普及を推進</p>
<p>〈調査結果〉</p> <p>「安心して働き続けられる職場環境整備推進事業(20-128)」については、育児・介護との両立に関する事業を実施し、「働き続けやすい企業普及事業(20-129)」については、育児・介護を含めた幅広い意味での仕事と家庭の両立支援に関する事業を実施しており、両事業とも職場と家庭の両立支援を企業に促進させることを目的とする事業であることから、事業を分けて実施する合理的理由は乏しい。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 予算額の20、21年度欄には事業名欄に掲げた2事業の合計予算額を掲記している。

ウ 安定所が本来業務として行っている事務事業と類似する内容又はそのものが含まれており、雇用保険二事業として事業を実施していることに疑問があるものが1事業みられた。

[事例1 (1) -ウ]

事業名 (事業番号)	失業給付受給者等就職援助対策費(20-004)	予算額 (千円)	20年度	7,168,105
			21年度	6,504,388
<p>〔事業概要〕</p> <p>失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、①個別求人開拓の実施、②安定所の求人情報閲覧体制の整備、③就職支援セミナーの集中的実施、④生活関連情報提供サービス事業の実施、⑤職業相談員(適職選択支援担当)による支援の実施、⑥長期失業者防止策等各種の支援措置を実施</p>				
<p>〈調査結果〉</p> <p>本事業において、中心的に実施されている、</p> <p>① 個別求人開拓の実施、</p> <p>② 安定所の求人情報閲覧体制の整備、</p> <p>③ 職業相談員(適職選択支援担当)による支援の実施</p> <p>などは、本来の安定所業務として従来から実施していたものであり、雇用保険二事業として実施する意義は乏しいものとなっている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

エ (財) 介護労働安定センターが実施主体となっている事業及び  
 (財) 21 世紀職業財団が実施主体となっている事業について調査した結果、事業主に対する助成金額等に比べ、運営費、管理費等の割合が過大となっているものが 9 事業みられた。主な事例は次のとおりである。

[事例 1 (1) - エ - ①]

事業名 (事業番号)	人材確保等支援助成金 (介護 雇用管理助成金) (20-037)	予算額 (千円)	20 年度	159,601
			21 年度	廃止・新規
〔事業概要〕 介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主 (以下「認定事業主」という。) が、雇用管理改善事業 (就業規則・賃金規程などの諸規定の整備、健康診断の実施など) を実施した場合に、その経費の一部を助成				
〈調査結果〉 本事業は、(財) 介護労働安定センターが実施主体となっており、平成 20 年度における総予算額は約 3 億 4,385 万円となっている。 しかし、厚生労働省が、目標管理している本事業の予算額として計上しているのは、事業主に対する助成金 (介護雇用管理助成金 (約 9,339 万円) 及び健康診断助成金 (約 6,622 万円) の合計である約 1 億 5,960 万円) のみであり、謝金、旅費、消耗品費等の運営費は計上されていない。 また、これら運営費の総額は約 1 億 8,425 万円となっており、事業主に対する助成金総額の約 1.15 倍に及んでいる。さらに、別途、事業費及び管理費が計上されている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の 21 年度欄中の「廃止・新規」とは、20 年度をもって本事業は廃止となっているが、21 年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

[事例 1 (1) - エ - ②]

事業名 (事業番号)	育児・介護雇用安定等助成金 (ベビーシッター費用等補助 コース) (20-112)	予算額 (千円)	20 年度	814,172
			21 年度	872,879
〔事業概要〕 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成				
〈調査結果〉 (当該調査結果は事業番号 20-112~20-118 の計 7 事業に共通するものである。) (財) 21 世紀職業財団が実施主体となっている育児・介護雇用安定等助成金は、本事業を含め次の 7 コースに分かれている。				

- ①ベビーシッター費用等補助コース（事業番号 20-112）
- ②事業所内託児施設設置・運営コース（事業番号 20-113）
- ③代替要員確保コース（事業番号 20-114）
- ④子育て期の短時間勤務支援コース（事業番号 20-115）
- ⑤男性育児参加促進コース（事業番号 20-116）
- ⑥休業中能力アップコース（事業番号 20-117）
- ⑦職場風土改革コース（事業番号 20-118）

平成 20 年度予算における本事業を含む育児・介護雇用安定等助成金全体（20-112～20-118 の全 7 コース）の支出の内訳をみると、

- ①給付金（育児・介護雇用安定等助成金（約 38 億 9,606 万円））、
- ②事業費（各種助成金等事業費）（約 7 億 705 万円）、
- ③管理費（①の業務に関する職員給与、退職給付、一般管理費）（約 9 億 1,143 万円）となっており、事業費及び管理費の合計額の割合が給付金支出に比して約 42%に達している。

（注） 1 当省の調査結果による。

2 上記内容は事業番号 20-113～20-118 についても共通である。

## オ 事業の一部が実施されていないものが 1 事業みられた。

〔事例 1（1）－オ〕

事業名 (事業番号)	パートバンク運営費（20-007）	予算額 (千円)	20 年度	816,972
			21 年度	658,680

〔事業概要〕

パートタイム労働市場の拡大に対応し、パートタイム労働力の適正な需給調整を図るため、パートタイム雇用の需給が集中している大都市等を中心に、パートバンクを設置し、パートタイム希望者の求職活動の円滑化を推進

〈調査結果〉

パートバンクは、パートタイム求人・求職者が相当数見込まれる地域において、

- ① パートタイム希望者に対する職業相談・紹介
- ② 求人者に対するパートタイム求人の受理と求人に関する相談
- ③ パートタイム求人情報等の必要な情報提供

を実施する安定所の付属施設である。

しかしながら、今回調査を行った東京労働局管内の 2 パートバンクでは、いずれも②のパートタイム求人に関する業務が実施されておらず、所管の安定所に対応しているものがみられた。

また、一部のパートバンクについては、ホームページ上の施設一覧等で紹介されていないものがみられた。

（注） 当省の調査結果による。



## 【所見】

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 事業実績が低調となっているものについては、事業の必要性を再検討し、今後も必要性が高いと判断した事業については、事業実施要件等を見直すことにより事業の促進方策を検討し、事業の有効性を向上させること。

また、今後、事業実施要件等を見直しても事業の活用が見込めないものについては、廃止を含めた事業の在り方を検討すること。

② 事業内容が類似するものについては、整理・統合を推進すること。また、若年者対策として数多く実施されているものについては、機能別に整理の上、利用者の利便性を向上するよう、関係事業を再整理すること。

③ 事業内容に、安定所が本来業務として行う事務事業が含まれているものについては、雇用保険二事業の制度創設の趣旨を踏まえ、二事業として実施すべきものと、安定所が本来業務として実施すべきものを峻別すること。

④ 助成金支出に関する業務を財団法人が実施しているものについては、助成金支出に付随する運営費の実態を明らかにするとともに、運営費、事業費及び管理費が助成金支出に比して過大となっているものは、その実態を踏まえ、予算を縮減する等の措置を講じること。

⑤ パートバンク設置の趣旨を踏まえ、事業が未実施となっているものについては、実態を把握した上で見直しを行うこと。

## (2) 利用者の利便性の一層の向上

### 【制度の概要】

雇用保険二事業の各種助成金に係る支給申請手続のうち、労働局や安定所において申請受付から支給決定まで行われるものについては、厚生労働省本省において支給要領が定められている。

一方、各種助成金のうち、①能力開発、教育訓練に関するものについては(独)雇用・能力開発機構、②高齢者に関するものについては(独)高齢・障害者雇用支援機構、③育児、介護支援に関するものについては(財)21世紀職業財団、④介護労働者の雇用管理改善に関するものについては(財)介護労働安定センターが、法令に基づき申請受付から支給決定まで行うこととされており、これら助成金の支給要領は、各機関において定められている。

助成金の種類は多岐にわたり、その支給要件もそれぞれ異なるものとなっているが、多くの場合、事業実施に先立ち事業主が助成対象事業に係る事業計画等を提出し、事業実施主体において審査を行い、助成金の支給申請は助成対象事業が終了した時点で行うこととされている。

また、これら助成金の支給要領においては、支給申請書への添付を必須とする書類のほかに、申請受付部署等の長の判断により、必要に応じて添付させることとする書類まで規定するものが数多くみられる。

政府では、今後の行政改革の取組みとして、コスト削減を目指す「量の改革」とともに、行政の生産性や国民の満足度を向上させるための「質の改革」(注)に取り組む業務改革推進協議会(各省庁の審議官級で構成)を平成21年6月に立ち上げ、平成23年度まで業務工程改革(「行政のBPR」：Business Process Reengineering)に取り組むとの方針を決め、政府全体として業務改革を積極的に進めていくこととしている。

(注) 「質の改革」については、その後の「経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月

23日閣議決定)」においても、「「量の改革」とともに、政府全体としての具体的な取組方針に基づく「質の改革」を進める」とされている。

同方針においては、業務工程改革の基本的考え方について「行政における業務工程改革は、行政サービスの生産性を向上させることで国民に提供する行政サービスの向上を図り、国民の満足度を高めるといふ、国民生活の視点で業務の在り方を見直す取組」とし、また、期待される成果として「行政の待ち時間の短縮、手続きの簡素化、迅速化、制度の利便性の向上等、各府省の業務の内容に応じて異なるが、国民が実感できるような成果をあげるべく取り組む」としており、各府省は平成 21 年 9 月末までに窓口待ち時間の短縮や申請書類の簡素化（添付書類の削減等）などを盛り込んだ今年度の業務工程改革計画を取りまとめ実施するとともに、22 年度から本格的に実施するとされている。

一方、雇用保険二事業の各種助成金に係る申請書類や申請手続については、今般、厚生労働省における雇用保険二事業の各事業に関する目標管理の実施に当たり毎年参画を得ている日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会からも、「中小企業にとって使い勝手がよく、過大な事務負担とならないよう、訓練実施計画や助成金の申請に係る提出書類を大幅に簡素化するとともに、申請時期や提出書類の数等が都道府県によって異なった運用とならないよう、全国統一基準での実施を徹底されたい」（日本商工会議所）（注 1）、「要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化などの改善を早急に行い、中小企業が活用可能な制度とすること」（全国中小企業団体中央会）（注 2）といった申請書類等の簡素化などが強く要望されている。

（注） 1 「平成 22 年度中小企業関係施策に関する要望」（平成 21 年 6 月日本商工会議所）

2 平成 20 年 11 月開催の中小企業団体全国大会にて提唱された。

## 【調査結果】

今回、雇用保険二事業について、申請書類や申請手続の簡素化の余地等を調査した結果、次のような状況がみられた。

また、これらの事業については、利用者（申請者）である事業主からも、雇用保険二事業の各種助成金に関し、申請書類や申請手続についての簡素化・迅速化、制度の利便性の向上等を求める声が聞かれた。

**ア 事業の適用基準・要件が抽象的であるため、事業の適用状況が実施主体によって異なっているものが1事業みられた。**

〔事例1（2）－ア〕

事業名 (事業番号)	若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進（20-065）	予算額 (千円)	20年度	140,082
			21年度	廃止・新規
〔事業概要〕				
<p>正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーターについて、トライアル雇用後に、「若年者雇用促進特別奨励金」を支給することにより、常用雇用に移行した事業主の教育研修に係る負担を軽減し、安定した雇用の促進</p>				
〈調査結果〉				
<p>本事業に係る奨励金の支給要領によれば、奨励金の支給対象者の要件の一つとして「安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者」となっている。</p> <p>しかし、当該要件が抽象的であるため、調査した5労働局（宮城、東京、大阪、香川及び福岡）の中には、特段の限定をせずに支給している労働局（東京）がみられる一方で、対象労働者は非常に限定されると解釈し、年間を通して支給実績が皆無となっている労働局（香川）がみられるなど、適用基準の明確化が必要となっている。</p> <p>なお、厚生労働省では、平成21年2月作成の新業務実施要領及び同年5月作成の疑義解釈集により、トライアル雇用後に正規雇用する場合の対象者要件から上記要件を削除するとともに、新たに奨励金の対象とした年長フリーター等を直接雇用する場合の対象者要件としている「安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者」については、「雇い入れ開始日から起算して1年前の日から雇い入れ開始日までの間において雇用保険の被保険者でなかった者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）」等と明記することで具体化した。</p>				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

3 事業名中「若年者試行雇用奨励金」は、平成20年12月から対象年齢を40歳未満まで拡大したことに伴い、「若年者等試行雇用奨励金」に名称を変更。

4 また、これに伴い、事業概要中の「正社員としての就業経験が少ない、特に就職が

「困難な年長フリーター」は「正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーター等」と、さらに、平成 20 年 12 月から「有期実習型訓練修了者」が対象者に追加されたことにより、「トライアル雇用後に」は、「トライアル雇用後等」とそれぞれ変更されている。

## イ 申請書の添付書類が過大であるなど、申請者の負担となっているものが 14 事業みられた。主な事例は次のとおりである。

### 〔事例 1 (2) - イー①〕

事業名 (事業番号)	若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進 (20-065)	予算額 (千円)	20 年度	140,082
			21 年度	廃止・新規
〔事業概要〕 再掲 (事例 1 (2) - ア参照)				
〈調査結果〉 本事業に係る奨励金は、別の事業である「試行雇用奨励金 (若年者試行雇用奨励金等) (20-056)」によるトライアル雇用を行った後に、対象者を常用雇用した場合に受給できることとされている。 しかし、本奨励金の支給要領によれば、支給申請を行う際の添付書類として、トライアル雇用時に労働局が作成・通知した「試行雇用奨励金支給決定通知書」(写) や労働局に提出済みの「トライアル雇用結果報告書」等の既に労働局が保有している資料を改めて求めているなど、申請書類の簡素化を図る余地がみられる。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業名中「若年者試行雇用奨励金」は、平成 20 年 12 月から対象年齢を 40 歳未満まで拡大したことに伴い、「若年者等試行雇用奨励金」に名称を変更。

### 〔事例 1 (2) - イー②〕

事業名 (事業番号)	特定求職者雇用開発助成金 (20-068,069)	予算額 (千円)	20 年度	25,067,170
			21 年度	62,212,620
〔事業概要〕 高年齢者、障がい者等の就職困難者を安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、特定就職困難者雇用開発助成金を支給				
〈調査結果〉 本助成金の支給要領によれば、支給申請書への添付が必須とする書類のほか、必要に応じて支給申請書に添付する書類として「管轄労働局長が必要と認める書類等」を求めることが認められているため、労働局により添付書類の取扱いが区々となっている。 例えば、支給要領では、対象労働者に係る賃金台帳又はその写しを支給申請書に添付することとなっているものの、事業者により賃金台帳の様式が異なることから統一的な審査を行うためとして、所定の賃金台帳又はその写しのほか、労働局独自の様式による「賃金支払状況確認書」等の作成・提出を求めているもの (北海道及び香川労働局) や、「求人票」及び「求職票 (障害者求職登録票)」まで添付させているもの (香川労働局) がみられるなど、申請書類				

の簡素化を図る余地がみられる。

(注) 当省の調査結果による。

[事例1 (2) -イ-③]

事業名 (事業番号)	自立就業支援助成金(受給資格者 創業支援助成金)(20-015)	予算額 (千円)	20年度	2,034,681
			21年度	1,390,749
〔事業概要〕				
失業者の自立を積極的に促進するため、失業者(雇用保険の受給資格者)自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の一部を助成				
〈調査結果〉				
調査した5労働局(北海道、東京、石川、香川及び福岡)のうち、北海道労働局では、本助成金の支給申請に必要な資料について、利用者の利便の向上に資するため独自に申請案内(パンフレット)を作成している。				
しかし、当該申請案内において、「必要に応じ、法人等の設立に必要な資格を取得したこと、許認可を受けたこと等、事業が適切に運営されていることを示す書類」という曖昧な表現としているため、審査に必要な資料が申請者から過大に提出されている状況がみられるなど、申請書類の明確化が必要となっている。				

(注) 当省の調査結果による。

[事例1 (2) -イ-④]

事業名 (事業番号)	育児・介護雇用安定等助成金(中 小企業子育て支援助成金) (20-127)	予算額 (千円)	20年度	1,234,800
			21年度	2,212,600
〔事業概要〕				
中小企業において仕事と子育ての両立をしやすいするため、育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が初めて出た労働者数100人以下の中小企業事業主に対し助成				
〈調査結果〉				
本助成金の支給要領によれば、支給申請書には、支給対象事業主及び対象労働者についての支給要件を確認するため、「雇用保険被保険者資格取得等確認書」(写)、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(写)及び「労働保険料の納付書・領収証書」(写)を添付することとなっている。				
しかし、支給申請書本体には、対象労働者の氏名及び雇用保険被保険者番号や事業所の労働保険番号等を記載することとなっているため、これらの書類の添付がなくても、労働局内の雇用保険被保険者台帳等から対象労働者の被保険者資格の有無や労働保険料の納付状況の確認は可能なものであることから、添付書類を見直し、申請書類の簡素化を図る余地がみられる。				

(注) 当省の調査結果による。

ウ 同一機関に対して行う2回の申請手続を一本化する余地があるものが2事業みられた。主な事例は次のとおりである。

[事例1 (2) -ウ]

事業名 (事業番号)	人材確保等支援助成金(建設教育 訓練助成金)(20-031)	予算額 (千円)	20年度	3,782,089
			21年度	3,493,322
〔事業概要〕				
<p>中小建設事業主等が職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条等に基づき都道府県知事が認定する職業訓練を行う場合の経費、中小建設事業主等が建設労働者の技能向上のための技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費等に対し助成</p>				
〔調査結果〕				
<p>本助成金のうち第4種認定訓練に係る助成金は、事業主のうち中小建設事業主に対し、「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」による助成金額の上乗せとして認定訓練を受講させた建設労働者の賃金の一部を助成することから、キャリア形成促進助成金の支給決定後において支給申請を行うものとされている。</p> <p>しかし、今回調査した(独)雇用・能力開発機構の5都道府県センター(北海道、東京、愛知、広島及び香川)における本助成金の申請に対する審査の状況を調査した結果、①第4種認定訓練に係る助成金は、キャリア形成促進助成金の支給決定後1か月以内に事業主の申請から支給決定までが行われており、また、②第4種認定訓練に係る助成金の審査は、支給申請書に添付させたキャリア形成促進助成金の支給決定資料により申請内容の確認を行っていることから、第4種認定訓練に係る本助成金及び「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」については、支給申請の一本化等の申請手続の簡素化を図る余地がみられる。</p>				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 第4種認定訓練助成金:「人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金)」のうち、中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で職業能力開発促進法による認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成するもの。

「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」(ただし、認定訓練を行う施設に建設労働者を派遣する場合に限る。)の支給を受けていること等が主な助成要件となっている。

3 「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」:雇用する労働者に職業訓練等を実施又は教育訓練機関で実施される職業訓練等を受けさせる事業主を助成するもの。

エ 若年者に対する就職支援事業のうち、安定所、都道府県、民間団体等において分散して行われているものについて、ワンストップで行うことにより効率的・効果的に実施できると考えられるものが9事業みられた。主な事例は次のとおりである。

〔事例 1 (2) - エ - ①〕

事業名 (事業番号)	学生職業センター等における学 生等の就職支援 (20-060)	予算額 (千円)	20年度	793,449
			21年度	612,421
〔事業概要〕 大学（大学院を含む）、短大、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）の新卒者や、大学等を卒業までに就職決定に至らなかった者であって、大学等新卒者と同様の採用を希望する者について、広域的な求人情報の提供、職業指導、職業相談等の就職支援を実施				
〈調査結果〉 本事業は、実施主体である学生職業センターにより、現在、全国 47 か所中 38 か所（80.9%、平成 21 年 4 月 1 日現在）で都道府県が設置するジョブカフェと同一の建物内において実施されている。 しかし、都道府県が設置するジョブカフェにおいても、雇用保険二事業の「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（20-057）」事業の中で、委託を受けた民間団体等により、若年者やフリーターを対象にした職場実習機会の提供、若年者による集団的就職活動の支援や若年者向け企業説明会などが実施されているので、利用者の利便性の向上及び事業の効率的・効果的な実施の観点から、学生職業センターが実施する業務のうち職業紹介業務以外の企業説明会等については、事業の統合等の一本化を図る余地がみられる。				

(注) 当省の調査結果による。

〔事例 1 (2) - エ - ②〕

事業名 (事業番号)	若年者に対する効率的な集中支 援による就職の促進 (20-104)	予算額 (千円)	20年度	103,262
			21年度	93,168
〔事業概要〕 若年者に求められる能力要件である協調性、コミュニケーション力などの職業意識などの付与に対応するため、就職支援講座を行い、当該講座終了後に就職に至らなかったものに対して就職先の業種を意識した短期集中型の職業訓練（若年者向け短期委託訓練）を実施				
〈調査結果〉 本事業について調査した事業実施主体の 8 都道府県の中には、講座を開催するも受講者が集まらず講座の開催を中止するところがあるなど、全体的に事業は極めて低調となっている。さらに、都道府県が設置するジョブカフェにおいても、雇用保険二事業として実施している「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（20-057）」事業の中で、委託を受けた民間団体等により職場実習機会の確保や若年者による集団的就職活動の支援やインターンシップ等の職業体験等が実施されていることから、本事業で実施することとなっている講座の開催や短期訓練の実施をジョブカフェに集約させるなど、関連事業の実施主体の一本化を図る余地がみられる。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 このほか、若年者を対象とした就職支援事業として、ヤングワークプラザが実施する「ヤングワークプラザにおける就職支援（20-061）」、また、安定所が実施する「高卒就職ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの支援（20-058）」、「フリー



ター常用就職支援事業の推進（20-062）」、「若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備（20-064）」及び「中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミートイング」の実施（20-067）」がある。

オ 支給要件として年齢要件を設定しているが、助成金の支給を行うことが必要な年齢層が対象から除かれているものが2事業みられた。主な事例は次のとおりである。

[事例1（2）－オ]

事業名 (事業番号)	試行雇用奨励金（中高年トライアル雇用奨励金）（20-045）、試行雇用奨励金（若年者試行雇用奨励金等）（20-056）	予算額 (千円)	20年度	5,319,197
			21年度	5,457,399
〔事業概要〕 再掲（事例1（1）－ア－②参照）				
〈調査結果〉 本助成金を含むトライアル雇用事業実施要領によれば、その対象者の年齢は、若年者試行雇用奨励金等は40歳未満、中高年トライアル雇用奨励金は45歳以上と設定されているため、その隙間の部分（40歳から44歳）に該当する人材を雇用する場合の支障となっているとする事業主からの意見が聞かれたほか、地方公共団体からも対象年齢の見直しを要望する意見が聞かれた。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の20、21年度欄には事業名欄に掲げた2事業の合計予算額を掲記している。

カ 事業内容を紹介するパンフレットが利用者側の視点で作成されておらず改善を要するものが1事業みられた。

[事例1（2）－カ]

事業名 (事業番号)	外国人労働者雇用対策費 (20-078)	予算額 (千円)	20年度	213,125
			21年度	204,429
〔事業概要〕 専門的・技術的分野の外国人の我が国における就業を促進するとともに、就労を目的として在留する外国人について、適切な雇用機会を確保				
〈調査結果〉 厚生労働省は、留学生を含む専門的・技術的分野の外国人求職者等に職業相談等情報提供を行う外国人雇用サービスセンターを全国計3か所（東京、大阪及び愛知）に設置しているが、今回2労働局（東京及び大阪）を調査したところ、大阪外国人雇用サービスセンターが作成する本事業のパンフレットについては、施設名のみ4か国語による外国語表記となっているだけであり、業務内容に係る説明等他の部分はすべて日本語表記となっている。また、東京外国人雇用サービスセンターが作成する同パンフレットについても、すべて日本語表記となっているなど、本事業の対象が外国人、とりわけ留学生や専門的知識・				

技術を有する高度外国人材の者であるとはいえ、極めて使いづらいものとなっている。

(注) 当省の調査結果による。

## キ 支給申請から助成金支給までの処理期間が長期化しているものが1事業みられた。

[事例1 (2) -キ]

事業名 (事業番号)	人材確保等支援助成金(中小企業 基盤人材確保助成金) (20-012)	予算額 (千円)	20年度	4,718,980
			21年度	4,685,200

[事業概要]

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第4条及び第7条に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、事業主の新分野進出等又は生産性の向上に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において新分野進出等を目指す場合は1人当たり210万円等)、当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者(一般労働者)1人当たり30万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において新分野進出等を目指す場合等は1人当たり40万円)を助成

<調査結果>

(独)雇用・能力開発機構本部は、本助成金申請の受付・審査窓口である同機構都道府県センター(以下「地方センター」という。)における支給申請の受付から助成金支給等決定までの平均処理期間を5年間で5%以上短縮することを中期計画に掲げている。

本助成金は、平成20年度において4,304件の支給申請があり、このうち4,135件に対し支給(支給総額:約37億6,000万円)がなされている。

しかし、調査した8地方センター(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡)の中には、審査担当嘱託員の勤務形態の変更(勤務日数の制限)等が原因で平均処理期間が年々延伸し、2か月以内とされている設定目標を大きく上回る平均5か月を要しているものが1センターみられる。

(注) 当省の調査結果による。

## 【所見】

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業を効果的・効率的に実施し、かつ、利用者の利便性を向上させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 各事業の適用基準・要件について点検し、その適用基準・要件が不明確であるものについては、これを明確化すること。

- ② 必要性の乏しい添付書類を提出させているものについては、添付書類の見直し等申請書類の簡素化を図ること。
- ③ 申請手続きが煩さになっているものについては、申請手続きの一本化等手続きの合理化を検討すること。
- ④ ワンストップで行うことが望ましいものについては、実施場所等の一本化や事業のメニュー化等を検討すること。
- ⑤ 同一目的の事業間においてそれぞれ対象者を限定しているため、一定の年齢層につき各事業の対象となっていないものについては、事業対象の拡大について検討すること。
- ⑥ 事業や助成金の申請手続きに関する案内書等で不明確な記載等がされているものについては、利用者の立場に立った必要な改善を図ること。
- ⑦ 助成金の支給申請に対する処理期間が長期化しているものについては、処理の迅速化のために必要な措置を講ずること。

## 2 職業相談員の配置の見直し等

### 【制度の概要】

厚生労働省は、年少就職者、障がい者等の適正な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円滑な運営に資するため、安定所に職業相談員を置くこととしている（職業相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第57号））。職業相談員は、設置要領に基づき、職務内容、委嘱要件等が定められており、配置に当たっては、i）雇用情勢の悪化等に伴う安定所の混雑を緩和するため、比較的容易な職業相談等を担当させ、職員の本来業務を補完するという「量的緩和の観点」及びii）職員が有しない特殊な技能・経験を持つ者の専門性を活かし、就職等の一層の促進を図るという「専門性確保の観点」に基づき、原則として業務量や業務指数等を踏まえて厚生労働省本省から労働局に配分し、さらに安定所に配分することとされている。

また、厚生労働省は、平成20年度において、表3のとおり計53種類の職業相談員を配置しており、うち雇用保険二事業においては、「早期就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）」、「再チャレンジプランナー」、「職業相談員（適職選択支援担当）」等の名称により、合計40種類（平成20年度の定員5,412人）（注）の職業相談員を30事業において活用することとしている。

（注）一部一般会計からの支出分を含み、平成20年度補正予算による増員分を除く。

表3 職業相談員一覧（一般会計・雇用保険二事業別）（平成20年度）

No.	相談員名	一般会計	二事業	No.	相談員名	一般会計	二事業
1	職業相談員(一般担当)	○		28	介護人材給付相談員		○
2	職業相談員(アイス担当)	○		29	職業相談員(高年齢者担当)		○
3	職業相談員(寡婦担当)	○		30	就職チューター		○
4	職業相談員(障害者職業相談担当)	○		31	フリーター常用就職サポーター(地域連携)		○
5	職業相談員(沖縄県広域職業紹介担当)	○		32	高卒就職ジョブサポーター	○	○
6	職業相談員(障害者求人開拓担当)	○		33	職業相談員(学生担当)	○	○
7	雇用保険相談員	○		34	フリーター常用就職サポーター(ヤングワークプラザ担当)	○	○
8	刑務所出所者等職場適応・定着推進員	○		35	フリーター常用就職サポーター		○
9	高年齢者雇用専門員	○		36	ジョブクラブコーディネーター	○	○
10	障害者専門支援員	○		37	若年者雇用アドバイザー		○
11	日系人キャリア形成専門員	○		38	就職支援アドバイザー(コーディネーター)		○
12	障害者就労支援コーディネーター	○		39	求人開拓推進員		○
13	ビジネスインターンシップ・コーディネーター	○		40	出稼労働者就労支援員(送出地担当)		○
14	早期就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)		○	41	出稼労働者就労支援員(受入地担当)		○
15	再チャレンジプランナー		○	42	職業相談員(外国人等担当)	○	○
16	職業相談員(適職選択支援担当)		○	43	日系人就職促進ナビゲーター	○	○
17	個別求人開拓推進員		○	44	日系人関係情報管理専門員	○	○
18	人材確保アドバイザー		○	45	職業相談員(地方就職支援担当)		○
19	人材銀行職業相談員		○	46	キャリアサポーター		○
20	職業相談員(ハローワークプラザ担当)		○	47	主任就労支援ナビゲーター(生活保護受給者等)		○
21	職業相談員(パートバンク担当)		○	48	就労支援ナビゲーター(生活保護受給者等)		○
22	職業相談員(マザーズ担当)		○	49	自立支援事業職業相談員(ホームレス等担当)	○	○
23	子育て支援連携推進員		○	50	自立支援事業職業相談員(住居喪失不安定就労者担当)	○	○
24	就職支援アドバイザー		○	51	就業開拓推進員(ホームレス等担当)	○	○
25	労働者派遣事業専門相談員		○	52	就業開拓推進員(住居喪失不安定就労者担当)	○	○
26	職業相談員(地域職業相談室担当)		○	53	有期実習型求人開拓推進員		○
27	季節労働者就労支援ナビゲーター		○		計	24	40

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記職業相談員のうち、No.16と17、18と19、22と23、40と41、42～44、47と48、49～52はそれぞれ一つの事業として実施されており、雇用保険二事業として合計30事業で相談員が置かれている。

## 【調査結果】

雇用保険二事業（平成 20 年度 134 事業）において職業相談員を設けている 30 事業のうち、今回調査対象とした 102 事業の中で職業相談員を設けている 26 事業（職業相談員は 35 種類）におけるその配置状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 安定所により職業相談員 1 人当たりの業務量に相当の較差がみられることから、職業相談員に係る業務量に応じた配置が必要であると考えられるものが 8 事業みられた。主な事例は次のとおりである。

### 〔事例 2－ア－①〕

事業名 (事業番号)	再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）	予算額 (千円)	20 年度	1,968,393
			21 年度	1,343,730
〔事業概要〕				
再掲（事例 1（1）－イ－④参照）				
〈調査結果〉				
調査した 5 労働局（宮城、東京、石川、広島及び香川）のうち、広島労働局では、管内の安定所における再チャレンジプランナー 1 人当たりの就職実現プラン及び総合的な支援計画の策定件数（平成 19 年度）が、最大の広島安定所と、最小の三原安定所とで 5.1 倍程度の差が生じており、その原因分析やこれに基づく指導も行っていない。				

（注）当省の調査結果による。

### 〔事例 2－ア－②〕

事業名 (事業番号)	マザーズハローワーク事業推進費（20-008）	予算額 (千円)	20 年度	1,998,891
			21 年度	2,116,904
〔事業概要〕				
マザーズハローワーク等（マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナー）において、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の求職者の希望やニーズに応じた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の再就職支援を実施				
〈調査結果〉				
本事業における子育て支援連携推進員及び職業相談員（マザーズ担当）の配置については、労働局が管内の安定所における相談実績等を勘案して行うこととされている。また、本事業における職業相談は、子育て支援連携推進員、職業相談員（マザーズ担当）及び職員が行うこととされている。今回、調査した大阪労働局及び福岡労働局における一人当たりの相談件数をみると、大阪労働局管内の大阪マザーズとマザーズコーナー堺では平成 20 年度（11 月末時点）において、12 倍程度の差が生じている。				

また、福岡労働局管内のマザーズハローワーク天神とマザーズハローワーク北九州では、平成 19 年度において、1.6 倍程度の差が生じている。

(注) 当省の調査結果による。

[事例 2 - ア - ③]

事業名 (事業番号)	季節労働者通年雇用促進等事業 (20-023)	予算額 (千円)	20 年度	865,821
			21 年度	861,066
〔事業概要〕				
<p>通年雇用化を図る事業（通年雇用促進支援事業）に係る計画を策定した事業主団体等からなる協議会に対して、国が通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、安定所に専門の相談員（季節労働者就労支援ナビゲーター）を配置し、対象者の希望条件等に沿った個別求人開拓を行う等のきめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して実施</p>				
〈調査結果〉				
<p>調査した北海道労働局内の 22 安定所における職業相談員（季節労働者就労支援ナビゲーター）1 人当たりの支援開始者数（平成 20 年度）をみると、最大の浦河安定所と最小の千歳安定所では 7.6 倍程度の差が生じている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

イ i) 同一の相談窓口に複数の種類の職業相談員が配置され、各相談員の役割分担が不明確となっているもの、ii) 職業相談員が行うべき本来業務の実施が低調となっているものが 10 事業みられた。主な事例は次のとおりである。

[事例 2 - イ - ①]

事業名 (事業番号)	失業給付受給者等就職援助対策費 (20-004)	予算額 (千円)	20 年度	7,168,105
			21 年度	6,504,388
〔事業概要〕				
再掲（事例 1 (1) - ウ参照）				
〈調査結果〉				
<p>調査した 5 労働局（北海道、東京、広島、香川及び福岡）管内の安定所の中には、</p> <p>i) 本事業において求人開拓を実施するために設置されている個別求人開拓推進員を職業相談部門に配置し、主に職業相談、職業紹介業務を行わせているもの（札幌安定所）、</p> <p>ii) 求人開拓を行う他の職業相談員との業務分担が特に決められておらず、業務実績も相談員別・職員別に把握していないなど、業務内容や役割分担があいまいとなっているもの（札幌安定所）、</p> <p>iii) 職業相談や内部の事務処理等の業務が大半を占め、本来業務である個別求人開拓は業務量の約 2 割程度に過ぎず、かつ、求人開拓件数等を記録していないため、業務実績が不明となっているもの（高松安定所）</p>				

がみられる。

(注) 当省の調査結果による。

[事例 2-イ-②]

事業名 (事業番号)	農林業等就職促進支援事業費 (20-040)	予算額 (千円)	20年度	31,155
			21年度	29,522
〔事業概要〕 農業への就業を希望する失業者やフリーター等に対して、就農等支援コーナーにおいて求人情報の提供、職業相談・紹介、農林業等関連各種情報の提供等を行い、農林業等への多様な就業を促進				
〈調査結果〉 本事業において、安定所には農業等就職支援相談員及び若年者農業就業支援員が設置されていたが、事業内容の見直しに伴い平成 20 年度中に廃止されている。 このような中、調査した 5 労働局（東京、石川、大阪、香川及び福岡）管内の安定所の中には、本事業により設置された農林業等就職相談コーナーを「地方就職・就農等支援コーナー」として、地方へのUターン就職支援と併せて1つの窓口で開設し、地方就職支援を担当する職業相談員（地方就職支援担当）（20-079 地方就職等支援事業費）を 1 人配置して窓口業務を担当させているもの（大阪西安定所）がみられる。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該事業においては、平成 21 年度補正予算により、就農等支援相談員が配置されることとなっている。

[事例 2-イ-③]

事業名 (事業番号)	出稼労働者安定就労対策費(20-075)	予算額 (千円)	20年度	46,750
			21年度	42,966
〔事業概要〕 出稼労働者の送出道県においては、地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する紹介等を実施し、出稼労働者の受入れ都道府県においては、受入れ事業所に対する指導による雇用改善の推進等により、出稼労働者の安全・安定就労を推進				
〈調査結果〉 調査した北海道労働局では、管内安定所に出稼労働者就労支援員（送出处）を 2 人配置しているが、本来業務のうち出稼労働者に対する職業相談、職業紹介以外の業務をほとんど行っておらず、通常は職業相談窓口の後方支援として、一般労働者を含めた職業紹介結果の確認・記録関係業務、求職票の受理・整理等求職申込関係業務等、出稼労働者に係る業務以外の業務を行っている（札幌東安定所）。				

(注) 当省の調査結果による。



[事例 2-イ-④]

事業名 (事業番号)	「職業能力形成システム」の構築 (20-111)	予算額 (千円)	20 年度	3,885,434
			21 年度	5,274,764
〔事業概要〕				
<p>「職業能力形成システム（通称：ジョブ・カード制度）」の構築を図るため、  i) 中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報、啓発、職場見学・体験講習及び活用促進事業、ii) 各都道府県の主要なハローワークに有期実習型求人開拓推進員の配置等を実施</p>				
〔調査結果〕				
<p>調査した 5 労働局（宮城、東京、石川、香川及び福岡）管内の安定所のうち、有期実習型求人開拓推進員を配置している安定所の中には、  i) 公用車が 1 台しかなく、求人開拓業務に常時使えないことから、有期実習型求人開拓推進員が本来業務ではない求人受理データの入力処理及び出力帳票の整理に従事しており、本来行うべき求人開拓は、月 2 日間から 7 日間に止まっているもの（高松安定所）、  ii) 安定所の求人部門には有期実習型求人開拓推進員を含め 5 種類の職業相談員が配置されているものの、各相談員別に窓口を設けることが難しいことから、本来業務のほか、他の相談員の業務も混在して実施しているもの（仙台安定所）、  iii) 本事業において設置されている有期実習型求人開拓推進員の求人開拓は、安定所職員が行う事業所訪問に同行しているのみの活動にとどまり、当該推進員が単独で求人開拓を行っていないもの（福岡中央及び小倉安定所）がみられる。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

【所見】

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業において、若年者や障がい者等の適正な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円滑な運営に資するために設置している職業相談員について、その専門的知識を活かし、雇用対策を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 利用者の利便性の観点等も踏まえ、事業実績に応じた職業相談員の配置を行うこと。また、労働局が管内の安定所に配置する際にも同様とするよう指示すること。
- ② 職業相談員の統合（大括り化）を検討すること、あるいは、複数の事業を担当する職業相談員を創設することなどにより、職業相談員の在り方が適切になるよう見直すこと。

### 3 厚生労働省における自己評価の適切な実施

#### 【制度の概要】

「特別会計の見直しについて―制度の再点検と改革の方向性―」（平成 17 年 11 月 21 日財政制度等審議会報告）において、当時の雇用保険三事業については、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきであるとされた。

また、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業（労災保険）及び雇用保険三事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとすると言われた。

このような経緯や、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 23 条の規定を踏まえ、平成 19 年 4 月には、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、失業等給付に係る国庫負担及び保険料を見直すとともに、雇用保険三事業のうち雇用福祉事業を廃止することなどを内容とする法改正が行われた（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号））。

また、厚生労働省は、雇用保険二事業として実施した各事業の性格を踏まえ、目標を設定するとともに年度終了後に実績を公表し、適正な評価を行った上で、事業の見直し等の所要の措置を講ずることとしており、評価に当たっては、単に目標の達成・不達成のみを機械的に評価するのではなく、社会経済情勢、雇用情勢の変動等の要因を考慮し、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら、適正に行うこととしている。

なお、厚生労働省は平成 19 年度に雇用保険二事業として実施した 131 事業について、①事業執行率及び②政策効果（目標達成度）の指標を用い、次のパターンに区分して評価を実施している。

**表 4 厚生労働省における雇用保険二事業の評価結果（平成 19 年度）**

区分	評価結果類型	該当事業数
評価	① 事業執行率が高く、目標達成度も高いもの。施策継続	61
	② 事業執行率は低い、目標達成度は高いもの。施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。	21
	③ 事業執行率が高いが、目標達成度は低いもの。目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要	11
	④ 事業執行率も低く、目標達成度も低いもの。目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要	4
	⑤ 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直し	13
	⑥ 既に廃止	15
	小 計	125
未評価	目標管理年度との関係などから評価対象外	6
計		131

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

また、雇用保険二事業については、表 5 のとおり、これまで、各方面から、見直しを求める累次の指摘がなされており、例えば、行政支出総点検会議においては、「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」（平成 20 年 12 月 1 日）の中で「雇用安定事業、能力開発事業については、無駄を指摘されている事業等も行われている」などといった指摘が行われているなど、一層の整理合理化が求められている。

**表 5 雇用保険二事業について見直しを求める指摘の例（抜粋）**

名称等	雇用保険制度に関する指摘内容
「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」（平成 21 年 6 月 18 日日本商工会議所）	雇用保険二事業については、失業の予防や雇用安定に有効に機能しているかどうか等の観点から、引き続き、廃止を原則として徹底的な評価を行い、料率の引き下げを含め、そのあり方について抜本的な見直しを行われたい。
指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～（平成 20 年 12 月 1 日行政支出総点検会議）	雇用安定事業、能力開発事業については、無駄を指摘されている事業等も行われているところであり、雇用安定資金残高の状況を踏まえ

	つつ、雇用対策を実施する必要性も勘案し、保険料率の水準について検討すべきである。
「平成 21 年度予算の編成等に関する建議」（平成 20 年 11 月 26 日財政制度等審議会）	雇用保険二事業に関する予算については、平成 19 年度（2007 年度）、平成 20 年度（2008 年度）において、事業の廃止や見直し等の整理合理化が進められているが、現下の雇用情勢を踏まえ、非正規労働者対策など、雇用の安定・創出に有効な施策には重点的に配分しつつ、引き続き、無駄を廃し、整理合理化の取組を進める必要がある。
「第 60 回中小企業団体大会決議」（平成 20 年 11 月 20 日全国中小企業団体中央会、宮城県中小企業団体中央会）	雇用保険二事業（雇用安定事業、能力開発事業。事業主が保険料を全額負担）については、今後も徹底した目標管理による不断の見直しを行い、さらなる事業の合理化、歳出の削減を進め、保険料の負担軽減を図るべきである。
「平成 20 年度予算の編成等に関する建議」（平成 19 年 11 月 19 日財政制度等審議会）	雇用については、平成 19 年度予算において、雇用保険の国庫負担の削減や雇用保険 3 事業の見直しを行ったところであるが、今後とも雇用保険財政や各事業の内容を不断に精査し、所要の改革に取り組むべきである。

## 【調査結果】

ア i) 事業と事業目標の相関関係が薄い、ii) 事業の一部について評価が行われていない、iii) 事業目標と異なる指標をもって評価している、iv) 事業目標が、前年度にクリアした目標より低く設定されているなどのため、厚生労働省において、事業の成果・効果についての適切な検証が行われていないと考えられるものが 17 事業みられた。主な事例は次のとおりである。

### 〔事例 3 - ア - ①〕

事業名 (事業番号)	正社員就職増大対策費（20-081）	予算額 (千円)	20 年度	1,372,331
			21 年度	1,047,341
〔事業概要〕 正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人の提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援				
〈調査結果〉 厚生労働省は、本事業の平成 20 年度目標として、「雇用形態が正規労働者（正				

社員)である求人割合:44%以上」及び「安定所の常用求人の充足割合:22%以上」を掲げている。しかし、平成20年度地方労働行政運営方針(平成20年3月31日厚生労働省)によれば、この指標は本事業のみならず、職業安定行政の重点施策の全体の目標数値として設定されているものであり、また本事業において設置されている職業相談員(キャリアサポーター)に関する指標が設定されていないなど、目標設定が不十分なものとなっている。

(注) 当省の調査結果による。

[事例3-ア-②]

事業名 (事業番号)	若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進(20-065)	予算額 (千円)	20年度	140,082
			21年度	廃止・新規

[事業概要]

再掲(事例1(2)-ア参照)

<調査結果>

厚生労働省は、本事業の目標を「トライアル雇用後に、常用雇用に移行し、引き続き半年以上継続して雇用されていた者の数(若年者雇用促進特別奨励金の対象者):820人以上」と掲げており、「雇用されていた者」の人数を労働局に配分し、その結果を集計しているが、調査した5労働局(宮城、東京、大阪、香川及び福岡)においては、事業目標を把握していないとするもの(東京、大阪、香川及び福岡の4労働局)がみられる一方で、事業目標の把握を行っているもの(宮城労働局)がみられるなど、事業目標に対する達成状況の把握が労働局によって区々となっている状況がみられた。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

[事例3-ア-③]

事業名 (事業番号)	人材確保等支援助成金(介護雇用管理助成金)(20-037)	予算額 (千円)	20年度	159,601
			21年度	廃止・新規

[事業概要]

再掲(事例1(1)-エ-①参照)

<調査結果>

厚生労働省は、本事業における事業評価の対象を、助成金(約1億5,960万円)に対してのみに限定している。しかし、本事業においては、助成金額の約1.15倍に当たる運営費(約1億8,425万円)が特別会計から支出されているにもかかわらず評価対象とされていないため、適切な検証が行われているとは言い難い。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

[事例3-ア-④]

事業名 (事業番号)	日本版デュアルシステム等の 実施 (20-101)	予算額 (千円)	20年度	6,458,400
			21年度	廃止・新規
〔事業概要〕 若年者のフリーター化・無業化を防止し、企業の求人ニーズに応えるため、安定所を活用し、企業実習及び関連した教育訓練を行う公共型の日本版デュアルシステムを実施することにより、若年者を一人前の職業人として育て、職場への定着を推進				
〈調査結果〉 厚生労働省は、事業概要において「若年者を一人前の職業人として育て、職場への定着を図る」として、常用雇用化を前提に、「就職率」で事業の目標達成度を評価することとしているにもかかわらず、「就職率」の中には常用雇用以外で就職（派遣やパート、アルバイト等）した数を含めており、事業目標に対して、指標とは異なるものをもって評価している。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

[事例3-ア-⑤]

事業名 (事業番号)	キャリア支援企業等育成事業 (20-089)	予算額 (千円)	20年度	937,519
			21年度	1,042,161
〔事業概要〕 企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進するため、職業能力開発サービスセンター（47か所）において、①事業主等に対する助言・指導、情報提供を行うとともに、②企業内キャリア形成支援の推進役である職業能力開発推進者を対象に、必要な知識・スキルを付与する講習を実施				
〈調査結果〉 厚生労働省は、本事業の平成20年度の目標を「サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された（職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成、社内意識啓発等がなされた）割合：80%以上」と設定している。 しかし、平成18年度は98.5%、19年度は89.8%と高率となっているにもかかわらず、20年度の目標はこれを踏まえ、既に達成した割合を下回る80%以上と設定している。				

(注) 当省の調査結果による。

イ 目標達成状況を把握するために、アンケート調査を実施しているが、調査事項が客観的なものとなっていないことなどから、適切な評価結果が得られないと考えられるものが7事業みられた。主な事例は次のとおりである。

〔事例 3 - イ - ①〕

事業名 (事業番号)	人材確保等支援助成金（中小企業 基盤人材確保助成金）（20-012）	予算額 (千円)	20年度	4,718,980
			21年度	4,685,200
〔事業概要〕 再掲（事例 1（2） - キ参照）				
<p>〈調査結果〉</p> <p>厚生労働省は、本事業の目標の1つとして、「事業主等への助成金説明会において、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合：80%以上」を掲げており、本事業の実施主体である（独）雇用・能力開発機構は、事業成果を把握するため、助成金説明会開催後にアンケート調査を行っている。</p> <p>しかし、調査した8地方センター（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡）のうち、2地方センターで、同機構等が行っている複数の事業に関する助成金説明会の満足度を把握するとなっているなど、個々の助成金制度に関する評価が得られていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

〔事例 3 - イ - ②〕

事業名 (事業番号)	育児・介護雇用安定等助成金（男 性労働者育児参加促進コース） （20-116）	予算額 (千円)	20年度	100,000
			21年度	廃止・統合
〔事業概要〕 地域において波及的効果が期待できる企業を指定し、男性の育児休業取得等を促進する計画の策定など、男性の育児休業取得を始めとする男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組に対し、給付金を支給				
<p>〈調査結果〉</p> <p>厚生労働省は、本事業の目標の1つとして、「当該指定企業のうち、男性の育児参加率が高まった企業の割合：100%」を掲げており、本事業の実施主体である（財）21世紀職業財団は、事業成果を把握するために、各年度に支給申請を行った事業主に対し、同年度末にアンケートを送付・回収することにより目標達成率を算出している。</p> <p>しかし、アンケート調査の内容をみると、「取り組まなかった（男性の育児参加率が高まらなかった）」という選択肢が設けられていないため、アンケート回答者は肯定の回答しかできず、必然的に高い評価結果にしかならず、調査事項が客観的かつ適切なものとなっていない。</p>				

（注） 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・統合」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において本事業の内容自体が他の事業に統合して実施されていることを示す。

ウ 事業に係る予算措置として、同一の事業に対し、特別会計と一般会計から支出され、支出項目が適切に整理されていないため、特別会計として実施されている雇用保険二事業の適切な評価・検

証が行えないと考えられるものが7事業みられた。主な事例は次のとおりである。

[事例3-ウ-①]

事業名 (事業番号)	ヤングワークプラザにおける 就職支援 (20-061)	予算額 (千円)	20年度	136,243
			21年度	117,927
〔事業概要〕 再掲 (事例1 (1) -イ-②参照)				
〈調査結果〉 調査した2労働局 (東京及び大阪) において、本事業により配置される職業相談員 (フリーター常用就職サポーター (ヤングワークプラザ担当)) の人件費や事業費等について、平成20年度は特別会計と一般会計が混在して予算措置されている。 このため、事業成果は両会計を合わせたもので把握しており、特別会計の効果が把握できず適切な評価・検証が行えないものとなっている。				

(注) 当省の調査結果による。

[事例3-ウ-②]

事業名 (事業番号)	外国人労働者雇用対策費 (20-078)	予算額 (千円)	20年度	213,125
			21年度	204,429
〔事業概要〕 再掲 (事例1 (2) -カ参照)				
〈調査結果〉 調査した4労働局 (東京、大阪、広島及び香川) のうち、2労働局 (東京及び大阪) において、職業相談員 (外国人等担当)、ビジネスインターンシップ・コーディネーター及び日系人関係情報管理専門員 (東京のみ) が配置されているが、職業相談員 (外国人等担当)、日系人関係情報管理専門員の人件費は、特別会計と一般会計が混在し、特別会計の効果が把握できず、適切な評価が行えないものとなっている。 また、ビジネスインターンシップ・コーディネーターの人件費は一般会計で支出され、評価の対象外となっており、不適當である。 さらに、3労働局 (大阪、広島及び香川) において、本事業に係る経費 (事業費等、通訳に係る謝金、委員等旅費等) についても、特別会計と一般会計が混在している。 このため、特別会計の効果が把握できず、適切な評価・検証が行えないものとなっている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

エ 新規に開始された事業の中には、廃止された事業と類似した事業内容のものがあり、新規事業を創設する前に、事業の必要性や事業内容の相違について検討したかどうか疑問があるものが2事



## 業みられた。

### [事例3-エ-①]

事業名 (事業番号)	地域の事業主団体等を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進(20-054)	予算額 (千円)	20年度	71,822
			21年度	廃止・新規
〔事業概要〕				
<p>地域の事業主団等を活用して「意識改革セミナー」を開催し、企業における具体的な障がい者雇用の取組を促進するとともに、地域の福祉施設・特別支援学校等関係者との交流等を通じた意識改革を図り、地域の関係者が一体となった障がい者雇用の取組を推進</p>				
〔調査結果〕				
<p>本事業は、平成19年度に実施された「中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業」の内容、名称を一部見直し、中小企業の障がい者雇用を促進することを目的として、20年度に創設された。さらに、本事業は平成20年度のみで廃止され、21年度からは、中小企業事業主団体を活用した「中小企業における障害者雇用推進事業」が新規事業として実施されている。</p> <p>しかし、平成20年度に実施した事業については、厚生労働省は「当年度限りの事業のため」との理由から廃止しているが、平成21年度から開始された事業の内容をみると、障がい者雇用事例の収集・提供、相談体制の整備など、19年度、20年度に実施されていた事業内容と類似する点が多く、新規事業を創設するに当たって、事業の必要性や事業内容の相違についてまで検討されていないのではないかとみられる。</p>				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

### [事例3-エ-②]

事業名 (事業番号)	短時間正社員制度普及促進事業(20-131)	予算額 (千円)	20年度	39,498
			21年度	廃止・新規
〔事業概要〕				
<p>短時間正社員制度の導入を推進するため、制度導入に関する実態調査・導入事例調査等を実施するとともに、制度導入支援サイトの開設、シンポジウムの開催など事業主等に周知・広報するための事業を実施</p>				
〔調査結果〕				
<p>本事業は、短時間正社員制度の導入を推進することを目的として、平成19年度まで実施された「短時間正社員制度導入推進事業」の内容、名称を一部見直し実施された。さらに、本事業は、平成20年度のみで廃止され、21年度からは、「短時間正社員制度導入支援事業」が新規事業として実施されている。</p> <p>しかし、平成20年度に実施した事業については、厚生労働省は「事業内容を見直し新規事業として整理したため」との理由から廃止しているが、21年度から開始された短時間正社員制度導入支援事業の内容をみると、セミナーの開催や業界ごとの短時間正社員制度の導入モデル例の開発など、19年度まで実施</p>				

されていた導入推進事業と類似している点があくつかあり、新規事業の創設に当たり、実施の必要性や事業内容について適切に検討していないのではないかとみられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

## 【所見】

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業に対する自己評価を適切に行い、事業を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 自己評価を行うに当たっては、合理的な事業目標を設定するとともに、合理的・客観的データを用いて評価・検証すること。
- ② 特別会計制度の趣旨を踏まえ、一般会計及び特別会計の支出項目を整理した上で、事業の評価・検証が適切に行えるよう措置すること。
- ③ 事業を創設する際には、その必要性を十分検討すること。特に、廃止した事業と類似する事業の創設に当たっては、創設の必要性のほか、廃止した事業や類似事業との相違点が明確かどうか十分検討すること。

## 4 施設等の設置の在り方の検討の推進

### 【制度の概要】

#### ア 女性と仕事の未来館（女性と仕事総合支援事業）

雇用保険二事業の一つである「女性と仕事総合支援事業」では、未来館を活動拠点として、働く女性、働きたい女性をサポートするために、セミナー、起業・健康に関する相談、情報提供等を集中的に実施するとともに、未来館自体の施設管理、運営を行うこととされている。

女性と仕事の未来館（以下「未来館」という。）は、「働く女性、働きたい女性に対して、一人一人が働くことの中に自分自身の可能性を発見し、その可能性を広げていけるよう支援するための様々な事業を総合的に展開し、女性が生き生きとした自分らしい働き方を実現できるようサポートする施設」として、平成7年度予算の成立により、設置が決定した。

未来館は、平成12年1月20日に開館しているが、その運営に当たって、労働省（現厚生労働省）は、女性労働・雇用均等問題に対し、ノウハウや高い専門性を有しており、また、全国の女性団体等とのネットワークを持っているなどの要件を満たす財団法人女性労働協会（以下「(財)女性労働協会」という。）に施設の運営を委託している。

#### イ 高年齢者職業相談室

高年齢者職業相談室（以下「高相室」という。）は、高齢者職業相談室運営要領（平成20年3月24日職高発第0324001号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知「高年齢者職業相談室設置運営要領の策定について」別添）に基づき、安定所と市区町村が協同して全国の主要都市の庁舎施設などに設置しているもので、おおむね55歳以上の高年齢者を対象として、市区町村が行う生活相談と密接な連携を図りつつ、求人又は求職に係る職業相談、情報提供、職業紹介及び関連諸制度の周知啓発、関係機関との連絡その他必要な業務を行うこと

とされており、平成 20 年 4 月 1 日現在、全国に 126 室（21 年 4 月 1 日現在 98 室）設置されている。高相室には職業相談員（高年齢者担当）を配置し、安定所職員の指導の下、高年齢者に対する職業相談、職業紹介等の業務を行うこととされ、平成 20 年度においては全国に 284 人（定員）が配置されている。

また、高相室については、「今後の高年齢者職業相談室の業務運営について」（平成 19 年 12 月 27 日付け職高高発 1227001 号各都道府県労働局総務部長、職業安定部長あて職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長通知。以下「業務運営通知」という。）の「今後の高年齢者職業相談室の見直し方針」（以下「見直し方針」という。）により、以下のとおり、本来の対象である高年齢者の就職促進に重点を置いた基準が定められ、

- ① 高相室の設置されている市区町村の人口規模別に応じて、1 年度間の高相室における就職件数（55 歳未満も含む）が、人口 20 万人以上の場合 180 件以上、人口 10 万人以上 20 万人未満の場合 150 件以上、人口 10 万人未満の場合 110 件以上であること、
  - ② 55 歳以上の 1 年度間の就職件数の割合が高相室全体の就職件数に対して 50% 以上であること。ただし、50% 以下であっても上記①に示す就職件数を 55 歳以上の者で満たしている場合は、この限りではない、
- という 2 つの要件を満たさない場合は、原則として廃止することとされている。

## ウ ハローワークプラザ

ハローワークプラザは、安定所を利用する在職求職者が増加傾向にある中で、これら求職者の利便性の高い地域において安定所に代わって職業相談・職業紹介サービスを提供することにより、求職者がこれらのサービスを効果的に利用することができるようにし、求人と求職のマッチングの促進を図るハローワ

ークの付属施設である。平成 20 年 4 月 1 日現在で 56 か所設置されているが、効果的なサービスを実施していく観点から、利用実績が低調なハローワークプラザについては、地域の雇用情勢等を勘案し、縮小・廃止等の見直しを行っている。

なお、各ハローワークプラザでは、職業相談員（ハローワークプラザ担当）が配置されている。

## エ パートバンク

パートバンクは、パートタイム労働力の適正な需給調整を図るため、パートタイム求人・求職者が相当数見込まれる地域において、パートタイム希望者に対する職業相談・紹介及び求人者に対する求人受理・相談を行い、パートタイム希望者の求職活動の円滑化を図るハローワークの付属施設である。平成 20 年 4 月 1 日現在で 56 か所設置されており、パートバンクについても、事業を効率的に行うため、見直しが進められているところである。

なお、各パートバンクには、ハローワークプラザ同様に職業相談員（パートバンク担当）が設置されている。

## オ 地域職業相談室（ふるさとハローワーク）

地域職業相談室は、市区町村の希望等を勘案し、安定所と市区町村が共同で運営するものであり、市区町村独自の相談・情報提供業務との連携を推進するとともに、職業紹介機能を強化し、一層、求職者の再就職の促進を図るハローワークの付属施設であり、平成 20 年 6 月末では 99 か所設置されている。

なお、地域職業相談室は、平成 20 年度で廃止となり、21 年度から「ふるさとハローワーク推進事業」のふるさとハローワーク（市町村連携型）として再編整理されており、地域雇用対策を充実するため、平成 21 年 6 月 1 日現在で 122 か所に増設されている。

## 【調査結果】

雇用保険二事業において設置している施設の中には、

- i) 運営費の割合が過大で、事業が効率的に実施されているとはいえず、施設の在り方に疑問があるもの、
- ii) 厚生労働省が定めた見直し方針に基づく廃止要件を満たしているにもかかわらず存続しているもの、
- iii) 安定所付属施設について、整理統合を図る余地のあるものがみられた。

なお、高相室については、今般、政府内に設けられた行政刷新会議（注1）による事業仕分け（注2）の結果を踏まえ、平成21年度で廃止される予定となっている。

（注）1 行政刷新会議とは、平成21年9月18日の閣議決定により、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に設置された機関。

2 事業仕分けとは、行政の無駄を洗い出す作業であり、行政刷新会議のワーキンググループにより、平成21年11月11日から27日にかけて、同会議が選定した449事業・組織に対し「廃止」、「民間委託」、「地方移管」などと判定した。

〔事例4-i〕

事業名 (事業番号)	女性と仕事総合支援事業費 (20-123)	予算額 (千円)	20年度	210,352
			21年度	194,122
〔事業概要〕				
「未来館」を活動拠点として、働く女性、働きたい女性を支援するための能力発揮事業等を未来館で集中的に実施するとともに、未来館の施設管理・運営を実施				
〈調査結果〉				
① 未来館は、雇用均等行政の労働面における女性の地位向上という政策目標の実現のために、働く女性、働きたい女性に対する総合的な支援を実施する全国唯一の事業拠点として、平成7年度予算成立により設置が決定し、12年1月に開館した。なお、未来館の施設等の概要については、表1のとおりである。				
表1 未来館施設等概要				
区分		内容		
所在地		東京都港区芝5-35-3 (三田駅より徒歩1分)		
竣工		平成11年10月末日		
開館日		平成12年1月20日 (事業開始年度は平成12年度)		

主な施設	ホール、第1～2セミナー室、企画展示室、相談室、ライブラリー		
施設規模	敷地面積：1690.482 m <sup>2</sup> 建物延面積：約7,500 m <sup>2</sup> 建物構造：鉄筋コンクリート造 地下2階地上5階		
土地所有者 及び建物所有者	厚生労働省		
管理運営主体 及び事業の委託先	設立以来、(財)女性労働協会に委託されている。		
建設費	一般会計	176,581万円	
	雇用勘定	200,485万円	
	労災勘定	200,485万円	
	合計	577,551万円	

(注) 当省の調査結果による。

- ② 女性と仕事総合支援事業の内容をみると、具体的には、
- i) 働く女性、働きたい女性を支援するため、就職に当たっての知識付与や、起業希望者向けセミナーを実施する「能力発揮事業」、
  - ii) 女性特有の健康問題に関する知識や対処法に関するセミナー及び相談を実施する「健康促進事業」、
  - iii) これら2つに係る「情報提供事業」
- となっており、実施主体は、(財)女性労働協会となっている。
- なお、「女性と仕事総合支援事業」のうち、「健康促進事業」に関する部分は、雇用勘定と同じ労働保険特別会計の労災勘定で行われている社会復帰促進等事業の安全衛生確保等事業から支出されている。
- ③ しかし、未来館の運営費支出額におけるセミナー等能力発揮事業に係る経費の割合は、年々減少傾向にあり、20年度では表2のとおり、雇用勘定における運営費支出額全体の約30%となっており、残り約70%が一般管理費や人件費に支出されている。

表2 平成20年度における「女性と仕事の未来館」運営費支出額  
(単位：千円)

支出勘定	事業費	人件費	一般管理費	合計
雇用勘定	53,920 (29.9%)	63,430 (35.2%)	62,419 (34.7%)	179,769 (100%)
労災勘定	40,590 (28.2%)	51,897 (36.1%)	51,070 (35.5%)	143,557 (100%)
合計	94,510 (29.2%)	115,327 (35.6%)	113,489 (35.1%)	323,326 (100%)

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。  
2 一般管理費は、エレベーターや空調管理などの施設整備費や通信費等に支出されている。  
3 ( )内数字は、合計に占める各支出額の割合を示す。

- ④ なお、平成18年度に当省が実施した「民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視(第2次)」においては、未来館の運営状況に

調査し、その結果を踏まえ、施設稼働率を上げ、貸出施設利用料金を見直すとともに、受託セミナー受講者から適切な額を徴収するなどして、委託事業に伴う収入の増加を図るための措置を講じ、委託費縮減を図る必要がある旨勧告している。勧告に基づき、厚生労働省と（財）女性労働協会では、施設の一層の利用が図れるよう、周知等広報活動に努めているとともに、利用料金の設定についても見直している。

しかしながら、上記勧告を経て改善を行ったものの、表3のとおり支出額を補填するには、依然として乏しいものである。また、厚生労働省は、未来館の収支の考え方について、「依然として弱い立場にある働く女性、働きたい女性を支援するための施設として設置運営することが目的であり、営利目的の施設と同様、収支・赤字という考え方は公共の施設に当てはまらない」とし、収支を度外視している。

表3 平成20年度における「女性と仕事の未来館」  
運営費支出額に占める収入額割合

(単位：千円)

収入額	未来館運営費支出額	収入額割合
18,894千円	323,326千円	5.8%

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

- ⑤ 未来館では、参加者が研修で得たノウハウを活用することにより、地方における女性施策の普及や波及効果を図ることを目的として、地方公共団体の男女共同参画関係の職員や、女性団体の職員などを対象に、「女性の能力を發揮するための業務担当者研修」を実施している。

しかし、上記研修は、年に1又は2回程度の開催で、参加者も40名程度と規模が小さいものであり、会場については東京に置かれた未来館1か所であることから、全国的な女性能力發揮施策の普及や波及効果につながっているとは考えにくい。

また、未来館において「働く女性、働きたい女性」向けに実施している各種セミナーについても、会場は東京に置かれた未来館1か所だけであり、遠方の参加者は泊まり込みで研修に参加しなければならないことから、働く女性等に対する支援事業が効率的に実施されているとはいえないものとなっている。

(注) 当省の調査結果による。



[事例 4 - ii)]

事業名 (事業番号)	高齢者職業相談室運営費 (20-051)	予算額 (千円)	20 年度	465,581
			21 年度	394,990

〔事業概要〕

概ね 55 歳以上の高齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介を行うほか、求人者に対する雇用相談等を実施

〈調査結果〉

厚生労働省は、昨今の行財政改革の流れの中で、職業安定行政を取り巻く環境も厳しい状況となっており、効果的・効率的運営が求められているとして、業務運営通知を発出し、利用が低調な高相室を廃止決定（計 19 室）しており、このうち 16 室が平成 20 年度末までに廃止され、残り 3 室のうち 2 室についても、21 年度末までに廃止することとしている。

また、業務運営通知において、下表のとおり、見直し方針を定め、要件を満たさない場合は原則として廃止することとした。

表 見直し方針

<p>(1) 今後の高相室の業務運営に当たっては、設置の趣旨を踏まえ、関係市区町村との具体的な連携により、真に高齢者のニーズに即した職業相談・職業紹介を行うよう創意工夫に努めること。</p> <p>(2) 今後の高相室の再編整理にかかる基準については、本来の対象である 55 歳以上の高齢者の就職促進に重点を置いた基準とし、要件 1 及び要件 2 を満たさない場合は原則として廃止することとする。</p> <p>(3) 廃止の決定にあたっては、1 年度間の実績が、当該基準に達しないことが見込まれる高相室について、随時ヒアリングを行い、改善が見込めるかどうかを判断して決定するものであること。</p> <p>(要件 1) 高相室の設置されている市区町村の人口規模別に応じて、1 年度間の高相室における就職件数（55 歳未満も含む）が、それぞれの基準に達していること。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(人口規模)</th> <th style="text-align: left;">(就職件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口 20 万人以上</td> <td>180 件</td> </tr> <tr> <td>人口 10 万人～20 万人未満</td> <td>150 件</td> </tr> <tr> <td>人口 10 万人未満</td> <td>110 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(要件 2) 55 歳以上の 1 年度間の就職件数の割合が高相室全体の就職件数に対して 50% 以上であること。ただし、50% 以下であっても上記要件 1 に示す就職件数を 55 歳以上の者で満たしている場合はこの限りではない。</p>	(人口規模)	(就職件数)	人口 20 万人以上	180 件	人口 10 万人～20 万人未満	150 件	人口 10 万人未満	110 件
(人口規模)	(就職件数)							
人口 20 万人以上	180 件							
人口 10 万人～20 万人未満	150 件							
人口 10 万人未満	110 件							

(注) 厚生労働省の資料（業務運営通知）に基づき当省が作成した。

しかしながら、上記の見直し方針に基づき廃止決定されている 19 室の高相室以外にも、平成 19 年度及び 20 年度の実績において 20 労働局管内の計 30 室

が2つの要件を満たしていないにもかかわらず、21年4月1日現在も引き続き存続している。

このことについて、厚生労働省は、「平成19年末に改廃基準を示すとともに、今後も基準の達成見込みのない19の高相室について廃止を決定したところであり、廃止対象としなかった高相室については、当該基準を踏まえ、改善に向けた取組みについて地元市町村と協議を行い、20年度以降の実績と当該取組みの状況と勘案し、廃止の判断を行う」としている。

なお、高相室は、平成21年11月16日に行われた行政刷新会議における事業仕分けの結果（廃止）を受けて、厚生労働省内で検討した結果、21年度をもってそのすべてが廃止される予定となっている。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例4-iii〕

事業名 (事業番号)	高年齢者職業相談室運営費(20-051)、ハローワークプラザ運営費(20-006)、パートバンク運営費(20-007)、地域職業相談室の体制整備について(20-019)	予算額 (千円)	20年度	5,311,616
			21年度	20-019が 廃止・新規

〔事業概要〕

- 高年齢者職業相談室運営費(20-051)  
再掲(事例4-ii)参照)
- ハローワークプラザ運営費(20-006)  
ハローワークプラザにおいて、職業相談・紹介等を行うことにより、求職者の行うことにより、求職者の求職活動の円滑化を推進
- パートバンク運営費(20-007)  
再掲(事例1(1)-オ参照)
- 地域職業相談室の体制整備について(20-019)  
公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務との連携を推進し、地域住民の就職の促進及び利便性を向上

〈調査結果〉

厚生労働省は、対象等を限定し、専門性を高めたマザーズハローワークやヤングワークプラザ等目的を特化している安定所附属施設以外にも、以下①から④の安定所附属施設を設置している。しかしながら、細分化する必要性の乏しい事例が以下のとおりみられた。

- ① 高相室においては、高年齢者に係る職業相談・紹介及び求人受理を実施することとなっているが、実際の利用者には高齢者以外も含まれており、高齢者のみに限ったサービスを実施する必要性は乏しいものもみられる。
- ② ハローワークプラザは、一般・パート問わず、ハローワークと同様の職業相談・紹介を実施しているが、求人受理・求人開拓及び就職困難者に対する専門的な職業相談・紹介については、実施していない。

- ③ パートバンクは、パートタイム雇用に関する職業相談・紹介及び求人受理・相談は実施しているが、実際、パートバンクの中には、高相室と共同で事業を運営しているものがある。さらに、パートバンクの実施に当たって、ハローワークプラザとして事業を実施しているものがある。
- ④ 地域職業相談室は、ふるさとハローワーク（市町村連携型）として見直されており、安定所から遠い、失業率が高いなど需給機能が十分に機能していないと思われる市区町村の空白地域を埋めていく役割を求められており、これら地域の住民に対する職業相談・紹介及び求職受理等を実施するとともに、市区町村独自の相談・情報を提供することとしている。

上記のように、安定所付属施設が同じ施設内において共同で事業が実施されていたり、また、事業が他事業の予算で実施されていたりするなど、各事業を細分化して実施する必要性が乏しいと考えられるものや、対象を限定的にしている安定所付属施設においても、実際の利用者は限定的なものとなっていないこと等から、業務の幅がより広い施設に統合する余地のあるものがみられる。

なお、上記のうち、高相室については、行政刷新会議による事業仕分けの結果（廃止）を踏まえ、厚生労働省内で検討した結果、21年度で廃止される予定となっている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 予算額の20年度欄には事業名欄に掲げた4事業の合計予算額を掲記している。

3 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。

## 【所見】

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業において施設等を設置して事業を実施しているものについては、効果的、効率的及び適正な業務運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 女性と仕事総合支援事業については、事業の効果的な実施方策を検討すること。また、「女性と仕事の未来館」については、事業費に比して管理費、人件費の割合が過大となっていることから、適正な水準を目指し、速やかに管理費、人件費を縮減するとともに、存廃を含めた在り方について検討すること。
- ② 安定所付属施設のうち、業務内容自体が類似しており共同で実施することが可能なものについては、施設の整理・統合を図ること。

## 5 一般会計と特別会計の経理区分の明確化

### 【制度の概要】

雇用保険二事業は、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策を目的としており、その財源として事業主から徴収した雇用保険料（平成 21 年 4 月現在の保険料率は賃金総額の千分の 3.0）を基に雇用保険二事業の企画・運営がなされている。

### 【調査結果】

今回、雇用保険二事業における予算措置の状況を調査した結果、特別会計とは別に一般会計からも支出があるものが 7 事業みられた。主な事例は次のとおりである。

#### 〔事例 5－①〕

事業名 (事業番号)	高卒就職ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの支援 (20-058)	予算額 (千円)	20 年度	1,043,426
			21 年度	928,518
〔事業概要〕 ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを配置し、中・高校生に対する早い段階からの就職活動準備から職場定着までの一貫したきめ細かな就職支援を実施。具体的には、学校訪問による就職希望者の個別の就職相談や、進路指導担当者に対する援助、助言、就職希望に応じた個別求人開拓等を実施				
〈調査結果〉 調査した 5 労働局（北海道、東京、大阪、広島及び福岡）のうち、4 労働局（北海道、大阪、広島及び福岡）において、職業相談員（高卒就職ジョブサポーター）に係る人件費が、特別会計と一般会計が混在して支出されており、また、本事業に係る経費について、2 労働局（北海道及び広島）において、委員等旅費が特別会計と一般会計が混在して支出されている。				

(注) 当省の調査結果による。

〔事例5-②〕

事業名 (事業番号)	中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施(20-067)	予算額 (千円)	20年度	10,975
			21年度	12,318
〔事業概要〕 再掲(事例1(1)-ア-④参照)				
〈調査結果〉 調査した5労働局(北海道、東京、広島、香川及び福岡)のすべてにおいて、本事業に係る経費(諸謝金、委員等旅費及び庁費)が、特別会計と一般会計が混在して支出されている。				

(注) 当省の調査結果による。

〔事例5-③〕

事業名 (事業番号)	ホームレス等の自立支援等に関する職業相談員等の配置(20-083)	予算額 (千円)	20年度	87,713
			21年度	112,981
〔事業概要〕 安定所に職業相談員及び就業開拓推進員を配置し、職業相談や求人開拓等を行い、ホームレス等の就業による自立を支援				
〈調査結果〉 調査した4労働局(宮城、東京、大阪及び福岡)において、自立支援事業職業相談員(ホームレス等担当)等が配置されている労働局における人件費が、特別会計と一般会計が混在して支出されており、また、本事業に係る経費について、3労働局(東京、大阪及び福岡)のうち、大阪労働局においては職員旅費が一般会計から支出されており、東京、大阪労働局においては庁費が、福岡労働局においては委員等旅費が、特別会計と一般会計が混在して支出されている。				

(注) 当省の調査結果による。

【所見】

したがって、厚生労働省は、特別会計制度の趣旨を踏まえ、雇用保険二事業及び一般会計事業の経理区分を明確にし、また、事業の位置付けや当該会計からの支出理由を整理するなど、適切な見直しを行うこと。